

## 平成26年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 9月8日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に参加した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第9号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第10号 陳情の常任委員会付託報告について	5
議会報告第11号 諸般の報告について	5
報告第5号 継続費精算報告書について	5
議案第41号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について	5
議案第42号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第43号 字の変更について	8
議案第44号 平成25年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	9
議案第45号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第46号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第47号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第48号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第49号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第50号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第51号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9

議案第 5 2 号 平成 2 5 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
決算審査特別委員の選任	1 6
議案第 5 3 号 平成 2 6 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 3 号）について	1 7
議案第 5 4 号 平成 2 6 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 7
議案第 5 5 号 平成 2 6 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 7
議案第 5 6 号 平成 2 6 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	1 7
予算審査特別委員の選任	2 3
決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の正副委員長の互選	2 4
議案第 5 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 4
議案第 5 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 4
散 会	2 6

第 2 日 9 月 9 日（火曜日）

議事日程	2 7
本日の会議に付した事件	2 7
出席議員	2 8
欠席議員	2 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 8
職務のため議場に参加した者の職氏名	2 8
開 議	2 9
一般質問	2 9
仙 海 直 樹 議員	2 9
中 野 勝 正 議員	4 1
三 輪 正 議員	5 2
散 会	5 7

第 3 日 9 月 1 2 日（金曜日）

議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9

出席議員	6 0
欠席議員	6 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 0
職務のため議場に出席した者の職氏名	6 0
開 議	6 1
議事日程の報告	6 1
議案第 4 1 号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について	6 1
議案第 4 3 号 字の変更について	6 1
陳情第 6 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情	6 1
議案第 4 2 号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	6 3
議案第 4 4 号 平成 2 5 年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	6 5
議案第 4 5 号 平成 2 5 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 5
議案第 4 6 号 平成 2 5 年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 5
議案第 4 7 号 平成 2 5 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	6 5
議案第 4 8 号 平成 2 5 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 5
議案第 4 9 号 平成 2 5 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 5
議案第 5 0 号 平成 2 5 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 5
議案第 5 1 号 平成 2 5 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 5
議案第 5 2 号 平成 2 5 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 5
議案第 5 3 号 平成 2 6 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 3 号）について	6 7
議案第 5 4 号 平成 2 6 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	6 7
議案第 5 5 号 平成 2 6 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	6 7
議案第 5 6 号 平成 2 6 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	6 7
発議第 3 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を求める意見書	6 9
議員派遣の件	7 0
委員会の閉会中継続調査の件	7 1

閉 会  
署 名

7 1

7 3

平成26年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 5日間）

期	日	曜日	会 議 内 容
9月	8日	月	本会議第1日目（招集日） 予算審査特別委員会 社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
	9日	火	本会議第2日目（一般質問）
	10日	水	決算審査特別委員会
	11日	木	決算審査（予備日）
	12日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

( 9 月 8 日 )

## 平成26年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成26年9月8日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 議会報告第 9号 例月出納検査結果の報告について
  - 第 4 議会報告第10号 陳情の常任委員会付託報告について
  - 第 5 議会報告第11号 諸般の報告について
  - 第 6 報告第 5号 継続費精算報告書について
  - 第 7 議案第41号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 8 議案第42号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 9 議案第43号 字の変更について
  - 第10 議案第44号 平成25年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 第11 議案第45号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第12 議案第46号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第13 議案第47号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第14 議案第48号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第15 議案第49号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第16 議案第50号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第17 議案第51号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第18 議案第52号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第19 議案第53号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について
  - 第20 議案第54号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 第21 議案第55号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 第22 議案第56号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
  - 第23 議案第57号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 第24 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



○出席議員（9名）

2番	中野勝正	3番	中川正弘
4番	高桑佳子	5番	田中政孝
6番	仙海直樹	7番	加藤修三
8番	諸橋和史	9番	三輪正
10番	山崎信義		

○欠席議員（1名）

1番 宮下孝幸

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄
代表監査委員	石川豊

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤千秋

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（山崎信義） ただいまから平成26年第5回出雲崎町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎会期日程の報告

- 議長（山崎信義） 宮下孝幸議員から、本日の会議の欠席届が提出されましたので、報告いたします。

議会運営委員長から、8月28日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

---

◎議事日程の報告

- 議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、中野勝正議員及び3番、中川正弘議員を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの5日間に決定しました。

---

◎議会報告第9号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（山崎信義） 日程第3、議会報告第9号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果の報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

---

◎議会報告第10号 陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（山崎信義） 日程第4、議会報告第10号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

---

◎議会報告第11号 諸般の報告について

- 議長（山崎信義） 日程第5、議会報告第11号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。諸橋和史議員から去る9月1日に開催された8月定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、議員派遣の結果について報告します。初めに、三輪正議員から去る7月23日に開催された第35回町村議会広報研修会について、同じく三輪議員から去る8月29日に開催された町村議会議員研修会について、それぞれお手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎報告第5号 継続費精算報告書について

- 議長（山崎信義） 日程第6、報告第5号 継続費精算報告書について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。
- 

◎議案第41号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（山崎信義） 日程第7、議案第41号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第41号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成25年度、26年度の地方税法改正にかかわる事項で、本年10月1日以降に施行される条項を改正するものであります。

主な改正内容は、本年10月1日から施行の法人の町民税の税率の引き下げ、来年の4月1日から施行の軽自動車税の税率引き上げ、さらに平成28年4月1日から施行の長期間使用している3輪以上の軽自動車税の重課税制度の導入などです。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をいたします。

資料の1ページをご覧ください。今回の改正につきましては、国の地方税制改正に伴う法令の一部改正によるものでございますけれども、2番の主な改正内容について、当町の税務に直接的に関係する事項のみを説明いたします。よろしいでしょうか。

初めに、(1)の本年10月1日から施行される法人町民税の税率改正でありますけれども、法人税割の税率を14.7%から12.1%に引き下げるものでございます。この新税率は、本年10月1日以降に事業年度を開始する法人から適用となっておりますというところでございます。

次に、軽自動車税に関する改正でございます。(3)の来年4月1日から施行する税率の改正と、(5)の平成28年4月1日から施行する重課税率の新設についてでございます。

次のページの一覧表をご覧くださいと思います。この表の区分のとおり、税率についてはそれぞれ現行の額から改正案の額に引き上げるものでございます。この新税率の適用については、3輪と4輪以外のものについては来年度からとなります。3輪と4輪の軽自動車については、来年度以降に新規登録されるものから新税率の適用となり、実質的には平成28年度分からの新税率となるということになっております。また、この表の一番右側の重課税率につきましては、表のとおり3輪と4輪の軽自動車について新規登録から13年を経過した年度の翌年度から新税率の約20%を加算した額を付加する制度ということになっております。これにつきましては、平成28年度から適用されるものでございます。

以上が今回の主な改正点でございます。

なお、条例の新旧対照表につきましては資料の5ページ以降をご覧くださいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今説明の中で国の制度の中でこのように改正されたということなんですが、ちょっとお聞きしたいんですけども、3番の軽自動車税の税率改正でございますが、これにおいては全国、じゃ一律でこのような処置なのか、それとも私ども、出雲崎だけが税率においては変動の中でやっているのか、その辺お願いします。

○議長（山崎信義） 町民課長。

○町民課長（池田則男） ただいまの件につきましては、国の地方税法の一部改正によりまして全国一律で改正されるものでございます。

以上です。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） ちょっと聞き漏らしていたら申しわけないんですけど、確認なんですけど、細かいことは委員会で審議することになると思うんですけども、(1)番のところのア、新税率は平

成26年10月1日以降に開始する事業ということで、そこから新たに始める人に適用されるんですか。今の現在の法人とはまた別なんですか。その辺ちょっとお願いいたします。

○議長（山崎信義） 町民課長。

○町民課長（池田則男） ご案内のとおり法人につきましては、事業年度が1年間と大体決まっております。それで、10月1日以降の事業年度からということでございますので、それぞれ法人、月が違いますが、今回は10月1日から事業年度が始まる法人ということでございます。一般的には10月1日事業年度開始する法人につきましては、1年間、来年の9月30日までが事業年度ということになりますので、実質的には来年の27年度の9月末をもっての決算ということになりますので、この場合についていいますと26年の10月から来年の9月までと、その後の決算期に新税率が適用されるということで、今現在事業年度を行っているところについては、それはこの次からということになります。

以上です。

○議長（山崎信義） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） これで質疑を終わります。

議案第41号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第42号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第8、議案第42号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第42号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成26年度の地方税制改正によるもののほか、新潟県の助言に基づく改正であります。

改正の内容につきましては、リストラなどによって職を失い、国民健康保険の被保険者となったことが判明した場合、遡及して保険税の減額を適用する規定を追加するほか、地方税法などの一部改正に伴い所要の整備や条文中の文言を整理することが主なものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をいたします。

資料の43ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、今回の改正につきましては当町の国民健康保険税の賦課徴収関係に直接的に影響する項目はございません。ご覧のとおり法律の改正による条文の整備あるいは規定の削除、また新潟県の担当課からの助言に基づく条文の追加や文言の修正などが主なものでございます。

なお、町長が説明いたしましたリストラ関係での保険税の減額の遡及適用については、この44ページの第10条第9項を追加するものでございます。これにつきましても実質的には以前から実施しておりましたけれども、今回県から明文化の助言があって、今回追加するものということでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第42号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第43号 字の変更について

○議長（山崎信義） 日程第9、議案第43号 字の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第43号につきましてご説明を申し上げます。

県営中山間地域総合整備事業六郎女地区の土地改良事業の完了に伴いまして、土地改良法に基づいて換地業務を進めてまいりましたが、現状の大字と字において整備後の形状にあわせた形で整理するものでありまして、地方自治法260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいま町長の説明のとおりでございますが、資料3ページ、4ページで用意してございますので、ご覧いただきたいと思いますが、また、別紙のほうで変更調書を添付してございますが、おわかりのとおり神条、吉川に係るものでございます。2集落の関係する大字、小字の変更となっております。また、神条、吉川、それぞれの換地におきまして資料のほうの字の区域、位置図、ここで概要がおわかりいただけるかと思いますが、整備された一連の区域に大字、小字が入り込んでいるというふうなことで、このたびこれを面の整備にあわせまして整理するというふうなことでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第43号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第44号 平成25年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第45号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第46号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第47号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第48号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第49号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（山崎信義） 日程第10、議案第44号 平成25年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第45号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第46号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第47号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第48号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第49号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第50号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第51号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第52号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定

について、以上議案9件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第44号から議案第52号の平成25年度各会計の決算認定につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第44号の一般会計決算からご説明を申し上げます。平成25年度の一般会計予算額は、当初予算32億5,300万円、平成24年度からの繰越分1億6,015万円、途中8回の補正予算で4億69万1,000円を追加し、最終予算規模は38億1,384万1,000円となりました。決算を見た場合、歳入総額が36億6,815万2,000円、歳出総額が35億4,573万2,000円となり、歳入歳出差引額は1億2,242万円となりました。この中には、平成26年度へ繰り越す財源といたしまして3,459万5,000円が含まれており、実質収支額は8,782万5,000円の黒字となり、これを平成26年度に繰り越すことといたしました。

歳入決算額では、前年度に比べ1億5,813万3,000円、4.5%増となりました。これは、災害復旧事業によるもの、地域の元気臨時交付金の創設による国庫支出金の増加、繰入金の増加などによるものとなっております。

歳入の重立ったものとしたしましては、多い順から地方交付税が16億3,922万8,000円がトップでありまして、歳入総額に占める割合は44.7%となっております。次いで、国庫支出金の4億3,023万4,000円、11.7%、町債の4億2,277万2,000円、11.5%、町税の4億2,105万6,000円、11.5%の順であります。

歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税等の自主財源は7億9,662万2,000円で、歳入全体の21.7%、地方交付税、国庫支出金等の依存財源は28億7,153万円で、78.3%と依然と高い割合を占めております。

次に、歳出決算額は、前年度に比べまして1億4,162万2,000円、4.2%の増となり、災害復旧事業費や商工費、消防費などの普通建設事業費の増加によるものであります。

歳出の重立ったものは、民生費は7億6,757万1,000円、歳出全体に占める割合は21.7%でトップとなっております。

次は土木費で、6億636万1,000円、前年度比2.9%の増、道路新設改良費、橋りょう維持費などの普通建設事業費の増によるものとなっております。

次が公債費で、4億5,163万円、前年度比5.1%の増となりました。

次に、歳出決算を性質別で見た場合におきますと、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は13億2,740万6,000円で、全体の37.4%、3分の1を超えており、前年度比では0.3%の減となりました。投資的経費では、普通建設事業費が6億3,851万3,000円、心月輪公衆便所整備、道路新設改良、防災行政無線施設整備事業などの事業実施によりまして、前年度比13.4%の増となりました。また、昨年の7月、8月にかけての豪雨被害に係る災害復旧事業費が8,642万5,000円が加わり、投資的経



費全体では前年度比28.8%の増となりました。

次に、町債の平成25年度末現在高は37億1,734万1,000円でありまして、過疎対策事業債と臨時財政対策債の増加によりまして、前年度比0.3%、1,210万円の微増となっております。

財政健全化法に基づきます財政健全化指標として5つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業における資金不足比率が財政健全化のバロメーターとして用いられておりますが、公表が義務づけられていますが、一般会計、特別会計とも関係する5指標は、本町は特に問題ない数値となっております。

今後も大きな歳入割合を占めている地方交付税の動向を見据えながら、可能な限り特定財源の確保に努めた中で、政策的重点課題に積極的に取り組みまして、弾力的な財政運営を図っていきたいと考えております。そのためには、今後とも基金を有効活用しながら、重点的、効率的配分に留意をしながら、経常的経費の抑制、行政コストの低減を図るよう一層の努力をしまいたいと考えております。

次に、議案第45号、国保会計決算につきましてご説明を申し上げますが、平成25年度末における被保険者数は740世帯、1,232人で、前年度より11世帯、42人減少をしております。

歳入では、国保税の収納総額は1億931万2,000円で、収納率は現年度分が98.2%、滞納繰り越し分を含めると94.4%となりました。前年度より現年度分で0.5ポイント、全体で0.4ポイント向上しております。その他の歳入では、前期高齢者交付金が1億5,428万1,000円、国庫支出金が1億2,961万1,000円、共同事業交付金が6,443万8,000円の順となっております。

一方歳出におきましては、保険給付費が3億7,114万6,000円で、前年度より4,697万7,000円、11.2%と大きく減少いたしました。また、後期高齢者支援金を6,553万2,000円、共同事業拠出金を6,451万2,000円を支出しております。

これらによりまして、平成25年度本会計の決算額は歳入総額6億2,716万7,000円、歳出総額5億6,601万円で、歳入歳出差引額は実質収支額とも6,115万7,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第46号の介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成25年度末における第1号被保険者数は1,806人、前年度とほぼ同数となっております。そのうち要介護、要支援認定者は414人で、認定者の割合は22.9%と高い水準となっております。

歳入では、介護保険料が1億2,223万8,000円、収納率は99.8%、前年度より0.1ポイント減少いたしました。支払基金交付金が1億9,275万5,000円、国庫支出金が1億8,613万3,000円、繰入金1億459万6,000円、県支出金が1億294万6,000円の順となっております。

一方歳出では、保険給付費は6億5,610万円、前年度より392万円、0.6%の増となりました。施設介護サービス給付費が増加をいたしまして、居宅介護及び地域密着型介護サービス給付費が減少しております。

これらによりまして、平成25年度本会計の決算額は歳入総額7億2,899万2,000円、歳出総額で

6億9,974万6,000円、歳入歳出差引額は、実質収支とも2,924万6,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第47号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成25年度末の被保険者数は1,185人で、前年度より25人減少しております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料の3,911万6,000円、収納率は100%、また一般会計からの繰入金1,923万6,000円となりました。

一方歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金が5,706万8,000円となっております。

これらによりまして、平成25年度本会計の決算額は歳入総額5,935万3,000円、歳出総額5,901万2,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに34万1,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第48号、簡水事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成25年度は、小木浄水場の機能強化を図るためにろ過設備の増設や浄水池の更新工事を行ったほか、大釜谷地内に新設いたします浄水場の実施設計業務を行いました。また、老朽化いたしております配水管の更新工事により漏水事故の軽減を図り、安定した上水の供給に努めてまいりました。

これらによりまして、平成25年度本会計の決算額は歳入総額3億267万2,000円、歳出総額2億8,980万9,000円、歳入歳出差引額は1,286万3,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額とも同額の黒字決算となっております。

次に、議案第49号、特生排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成25年度は、浄化槽の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、平成25年度本会計の決算額は歳入総額1,926万1,000円、歳出総額1,847万5,000円、歳入歳出差引額は78万6,000円となっております。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額とも同額の黒字決算となっております。

次に、議案第50号、農排会計決算につきましてご説明を申し上げます。農業集落排水の出雲崎地区処理施設は供用開始から20年が経過いたしまして、設備の老朽化が進んでいることから、平成25年度からの3年間で機器の更新など、施設の機能強化工事を実施することとしていますが、平成25年度は汚水ポンプなど8機種を更新を行いました。あわせて3処理区の維持管理を行っております。

これらによりまして、平成25年度本会計の決算額は歳入総額1億5,422万6,000円、歳出総額1億4,939万7,000円、歳入歳出差引額は482万9,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第51号の下水道事業会計につきましてご説明を申し上げます。平成25年度は、久田浄化センター等下水道施設の維持管理を実施いたしました。また、下水道、農業集落排水など、町全

体の汚水処理水洗化率は本年3月末時点で94%となりまして、前年度から0.6%アップいたしております。

これらによりまして、平成25年度本会計の決算額は歳入総額1億7,236万9,000円、歳出総額1億6,704万3,000円、歳入歳出差引額532万6,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

最後に、議案第52号、宅造会計決算につきましてご説明申し上げます。宅造会計では、やまや団地8区画の分譲を昨年4月に行い完売をいたしました。てまり団地では1区画の買い戻しを行いました。

これらによりまして、平成25年度本会計の決算額は歳入総額4,353万6,000円、歳出総額4,313万6,000円、歳入歳出差引額は40万円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきましてご説明を申し上げますが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧をいただきまして、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、石川豊さん。

○代表監査委員（石川 豊） ご苦労さまです。代表監査委員の石川豊でございます。

平成25年度出雲崎町決算審査意見をお手元の意見書に基づきご説明申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 ページをお開きください。本文に入る前に左ページの下括弧注釈をご説明いたします。1の文中及び表中に用いた金額は、原則として云々と記載されております。この原則としては、財政係が数字を固めて平成25年度の決算統計を既に県に報告済みでありますので、決算統計に記載されている数字を基準とするということであります。

2につきましては、各表中の符号の説明であります。0.0の表示につきましては、該当数値はあるものの単位未満であります。横棒は該当数値がありません。白抜き三角マークにつきましては、減少またはマイナスを意味しておりますので、ご承知願います。

それでは、改めて1ページをご覧ください。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。平成25年度出雲崎町一般会計決算、平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計決算、平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計決算、平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、平成25年度出雲崎町特定地域生活排

水処理事業特別会計決算、平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計決算、平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

以上、一般会計決算を含む9会計決算であります。

2、審査の期間。平成26年8月4日から平成26年8月27日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査いたしました。

なお、審査に際しては、関係職員から説明を聴取するとともに、当年度平成25年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考といたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められました。また、予算の執行等に係る事務処理については、おおむね適正に行われているものと認められます。

一般会計の決算規模は、防災・安全交付金事業あるいは国の緊急経済対策であります地域の元気臨時交付金事業等により、前年度より4.2%の増加となっています。また、実質単年度収支は5,300万円ほどの黒字となっています。本年度も財政調整基金からの取り崩しを行わなかったことから、財政調整基金残高は昨年度より5,700万円多い22億6,800万円となっており、国、地方を取り巻く厳しい経済、財政状況の中であって、堅実、着実な財政運営が行われています。

経常収支比率は87.0%で、前年度より0.5ポイント減少しましたが、その主な要因は普通交付税の増加によるものであります。

2ページをご覧ください。なお、実質公債費比率については9.2%、前年度に比べ0.5ポイントの増加となっていますが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べます。

特別会計につきまして、全ての事業会計において実質収支が黒字となっており、良好な状態にあります。詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べることにいたします。

その指標の項目ですが、平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、平成20年度の決算から実質赤字比率など5つの指標について審査を行っているところでありますが、平成25年度決算に係る各指標についても以下のとおり審査を行いました。

まずは、財政健全化指標であります。

なお、財政健全化指標並びに次の経営健全化指標の表示で白抜きの三角マークは冒頭ご説明したとおりの意味合いでございますので、恐縮ですが、括弧書きの文言の読み上げを割愛させていただきますようお願い申し上げます。

それでは、ご説明いたします。①、実質赤字比率は黒字となっています。参考数値はマイナス4.04%です。赤字である場合の早期健全化策定基準の国の基準範囲、以下国の基準範囲と申し上げますが、

11. 25%から15%であります。

②、連結実質赤字比率は黒字となっています。参考数値はマイナス9.46%です。赤字である場合の国の基準範囲は16.25%から20%であります。

③、実質公債費比率は前年度より0.5ポイント増加し、9.2%となっています。国の基準範囲である25%以下の値であり、良好な数値となっています。

④、将来負担比率はマイナス48.0%で、将来の負担はありません。国の基準範囲である350%以下の値であり、良好な数値となっています。

次に、経営健全化指標であります。⑤、公営企業における資金不足比率は、いずれの特別会計も黒字となっています。参考数値を申し上げますと、簡易水道事業特別会計マイナス12.1%、特定地域生活排水処理事業特別会計マイナス11.9%、農業集落排水事業特別会計マイナス14.4%、下水道事業特別会計マイナス10.1%、住宅用地造成事業特別会計マイナス8.7%となっています。赤字である場合の国の基準範囲は20%であります。

以上、当町における5つの指標については、いずれも黒字もしくは早期健全化策定基準の国の基準範囲の数値を大きく下回っており、健全財政が保持されているものと認められ、特に指摘すべき事項はありません。

なお、各比率の算出方法など詳細については、11ページから14ページに掲載してありますので、後ほどご覧になってください。

3ページでございます。第5次出雲崎町総合計画の基本構想の中の観光、レジャーについて申し上げます。

平成16年と平成19年に発生しました地震等の風評被害や景気の低迷により落ち込んだ観光入り込み客数も震災復興祈願イベントなどの実施により30万7,214人と徐々に回復をしております。昨年の秋に開催されました国際ご当地グルメグランプリで当町出店のサザエ炊き込みご飯が見事優勝したごとく、町を挙げての復興に向けた努力が着実に成果となってあらわれてきております。

次に、交付金についてですが、平成25年度は住民生活に光をそそぐ交付金が終了したものの、防災・安全交付金などの国庫補助金が大幅に増加をしております。しかし、町の財政を取り巻く環境は引き続き極めて厳しい状況であり、今後とも真に必要な事業への積極的な財源配分を行い、町民の健康づくりを推進するとともに、安心して住み続けられるまちづくりを目指し、町民生活のより一層の向上に努められるよう望むものであります。

なお、審査の概要は次に述べるとおりであります。4ページ以降68ページまでであります。

引き続きまして、69ページをお開きください。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

#### 1、審査の対象。

- (1)、平成25年度出雲崎町街なみ環境開発基金。
- (2)、平成25年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。平成26年8月4日から平成26年8月27日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の運用状況報告書に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査をいたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された基金の運用状況報告書は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿って適正に運用されたものと認められます。

審査の概要は、次に述べるとおりであります。70ページと71ページに運用状況が掲載されております。

また、平成25年度決算審査の結びとしまして、72ページから最終ページの74ページに記載されておりますので、後ほどご覧になってください。

終わりになりますが、皆さんもご承知のとおり、各地交体で事務処理上の不正や横領などが相変わらず発生をしております。この間の主なものを申し上げますと、県職員の安定ヨウ素剤の発注漏れによる歳入の不正受給、糸魚川市の給食費着服の件、最近では佐渡市の架空工事発注に伴う不正支出などがあります。チェック機能の強化並びに職員の配置がえに伴う人事交流効果等により、不正などの未然防止にさらに取り組みれることを期待いたします。チェックするときに限って申すならば、どうか心を鬼にして見てください、性悪説に立って行ってくださいということでございます。特に課長の皆さんには業務多忙でさぞかし大変でしょうが、現場の指揮、管理監督を担っているわけですから、対岸の火災と考えず、不正防止に向けて今まで以上に工夫をもって取り組まれんことを期待を申し上げ、平成25年度出雲崎町決算審査意見の説明を終了いたします。どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。

---

### ◎決算審査特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第52号まで議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号から議案第52号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7

条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。  
議案第44号から議案第52号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。  
なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

- 
- ◎議案第53号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について
  - 議案第54号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第55号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第56号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山崎信義） 日程第19、議案第53号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について、日程第20、議案第54号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第21、議案第55号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第22、議案第56号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、以上議案4件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程をされました議案第53号から議案第56号につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第53号、一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、主な歳出といたしましては、2款総務費、1項総務管理費、町ホームページリニューアル委託料を計上いたしました。

3款民生費では、各項目に25年度事業の精算に伴う国県補助金の返還金を計上いたしました。

また、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に町内業者が開発をした車輪取り外し型車椅子3台の購入費を計上いたしました。2目障害者福祉費では、サポートセンターの改修補助において、トイレの床等の追加改修分の補助を計上いたしました。3目の国民健康保険事務費では、保健基盤安定分の国保会計への繰出金を追加計上いたしました。

4款の衛生費、1項保健衛生費、4目健康増進費では、住民健康管理システムに予防接種機能の追加のためのシステム改修費を計上いたしました。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費では、農地法の改正に伴うもの、また農地中間管理事業に伴うシステム改修費を計上いたしました。3 目農業振興費では、酪農業の経営開始に係る 1 名分の青年就労支援事業補助金を計上いたしました。5 目農地費では、取り組み集落の追加に伴い、多面的機能支払い交付金を追加計上いたしました。

7 款商工費、3 目観光費では、心月輪駐車場の区画線修繕を計上いたしました。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費では、3 路線分の用地測量委託料を追加計上いたしました。4 目橋りょう維持費では、橋りょう修繕工事費を追加計上いたしました。

9 款の消防費、3 目消防施設費では、4 分団 3 部の消防詰所の外構舗装工事費を計上いたしました。4 目防災対策費では、民間会社へ委託している気象予報の期間延長の経費を追加計上いたしました。

10 款の教育費、2 項小学校費では、体育館床張りかえ工事のための実施設計費を計上いたしました。床の老朽化と体育館照明落下防止工事の仮設足場設置の強度を確保するための急遽の工事に対応するためのものであります。

4 項の社会教育費、1 目社会教育総務費では、宝もの新発見事業における建造物の調査に係るアドバイザー謝礼等を追加計上いたしました。

次に、妻入り家屋保存事業費を 7 目に新設いたしました。諏訪本町の旧津又邸の土台、床等の修繕工事費と現在土地建物が基金所有となっておりますので、買い取り経費を計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正予算に要する財源として、国県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を計上いたしました。

これらによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ 3,379 万円を追加し、予算総額を 33 億 9,052 万 3,000 円とするものであります。

次に、議案第 54 号、国保会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。歳出予算におきましては、前年度の精算に伴い、11 款諸支出金に療養給付費等負担金などの返還金 2,323 万 2,000 円を計上いたしました。

歳入予算におきましては、国保税の本算定に伴いまして 1 款の国民健康保険税を 841 万 5,000 円減額をした一方、繰越金、療養給付費交付金、一般会計繰入金などを追加しております。

これらによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ 2,323 万 2,000 円を追加し、予算総額を 6 億 1,423 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 55 号、介護会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、前年度の精算に基づくもので、歳出予算では 4 款基金積立金に 1,581 万 8,000 円を追加し、介護給付費準備基金に積み立てるほか、7 款諸支出金に国県支出金等返還金、一般会計繰出金として 1,345 万円を計上しております。

一方、歳入予算では、8 款の繰越金に前年度繰越金を全額計上し、これらの財源としております。



これらによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ2,926万8,000円を追加し、予算総額を7億6,626万8,000円とするものであります。

最後に、議案第56号、簡水会計補正予算についてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、水道管の老朽管布設がえ工事におきまして、費用の不足が生じたことから、3款1目15節の工事請負費を追加するものであります。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算総額を3億2,769万5,000円とするものであります。

以上、一般会計並びに3特別会計につきましてご説明を申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第53号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をお願いいたします。一般会計3号でございます。

歳出、184ページからお願いをいたします。総務費につきましては、町のホームページのリニューアル委託料というふうなことで計上いたしました。現在のホームページからのデータ移行、またデザイン料、さらにスマートフォン、携帯電話サイトへの配信ができるような形で一括のリニューアルを予定してございます。運用は来年4月を目指して、今後準備が予算計上により進めさせていただきたいというふうなことでございます。

続いて、戸籍住民基本台帳費については、これは普通旅費、これは戸籍の主管課長が柏崎法務局管内での輪番制でございますが、中央研修というふうなことで計上してございます。

続いて、185ページ、民生費でございます。町長の説明のとおり車輪取り外し型車椅子、これは町内の業者さんが開発したものでございます。町内の社会福祉法人に使用貸借というか、貸し出しができるような形で3台を用意したいというふうなことで計上してございます。

以下、返還金、精算に伴うものというふうなことで国県支出金のものを計上してございます。

2目の障害者福祉費をご覧いただきたいと思います。これも町長の説明のとおりでございます。当初予算でサポートセンターのトイレ改修補助、これ2分の1の補助を出しておりますけど、その部分で天井、床関係もあわせて整備というふうなことで、今回追加というふうなものでございます。

3目の国民健康保険事務費については、町長の説明のとおり保健基盤安定分というふうなことで、これは歳入が計上してございます。

続いて、187ページをお願いいたします。衛生費の健康増進費、これも町長の説明のとおりでございます。住民健康管理システムの中で、今回予防接種の機能、それに高齢者肺炎球菌の機能を追加するというふうなもので、このシステム自体が住民の方の健診関係のシステムを入れてございますが、それに新たに追加するというものでございます。

続いて、農林水産業費の農地台帳システム、これも町長の説明のとおりでございますが、これ財源内訳ご覧いただきますと、国県支出金で全額これは歳入で補助されるというふうなことでございます。農地法の改正、それと農地中間管理事業に伴うためのシステム改修でございます。

続いて、188ページでございます。農業振興費の中の青年就労支援事業補助金でございます。これも町長の説明のとおりでございますけど、酪農部門で新規に経営に当たられるというふうなことで、この制度自体21年の4月以降に農業経営を開始した方で、45歳までというふうなことで、年間150万円、最長5年間、これ所得に応じてでございますけど、交付されるというふうなもので、今回対象になるのは滝谷の諸橋傑さん、酪農部門の方でございます。これも財源見ていただきますと150万がそっくり国県支出金で補填されているというふうなことでございます。

続いて、農地費の多面的機能支払い交付金、これにつきましては農地維持、地域資源工場施設の長寿命化というふうな部分でいろいろメニューございますけど、それぞれ当初の予定より多くの集落の方が参加されてきているというふうなことで、今回追加されているというふうなものでございます。

続いて、7款の商工費についてでございます。観光費の心月輪の駐車場の区画線でございます。今回心月輪含めましてあのエリアの部分になりますけど、区画線の整備を行いたいというふうなものでございます。

続いて、次のページ、189ページ、土木費でございます。道路維持費の中の除雪車格納庫用地買収費、これは352号線沿いの旧プールの下のところ、2段に除雪車の格納庫がありますけど、下の段の土地について今回取得ができるというふうなことで、今回購入費を計上してございます。したがって、2つの建物については借地で今まできておりましたけど、下の段の分については購入できるというふうな状況でございます。

続いて、3目道路新設改良費でございます。それぞれ測量設計業務追加してございますが、松本大門線、これにつきましては大門のバス停から松本のほうに入る道路の部分でございます。前田釜ぶた線は、やはりバス停から入って右のほうに曲がって神条のほうに抜ける、奥に水道の施設ありますが、その途中までの部分のカーブの部分でございます。吉水前田線は、吉水集落からの道路というふうな部分でございます。

橋りょう関係につきましては、橋りょう維持修繕工事ということで、委託料から工事費のほうに交付金関係の部分で組みかえでございますが、今のところ3つの橋の修繕工事追加というふうなことで、既存のものも続行というふうな部分も含めまして今回組みかえてございます。

次に、190ページでございます。9款消防費についてでございます。消防詰所、これ4の3、小木でございますが、今回整備終わって新しくできておりますが、ちょっと脇のほうの部分で団員用の駐車スペースということで、舗装をというふうなことで今回計上いたしました。

それと、防災対策費の気象予報委託料の追加でございます。これ6月の議会でお願ひしました3

カ月分計上いたしました。状況を見ての今の体制自体ウェザーニューズとの契約でございますが、この連絡により対応という部分でもう動き出しておりますので、これから残りの年度分というふうなことで、台風時期にもなりますので、追加で今回計上させていただくというふうなことでお願いしたいと思います。

続いて、191ページ、10款教育費でございます。小学校の体育館の床張りかえ工事の実設計委託料でございます。本年体育館の照明落下防止工事の設計を委託中でございますが、実際設計または工事に入りますと全面足場というふうなことで予定がされます。そうしますと、実は床が耐え切れないというふうな状況が出てきております。その中で施工に当たりまして、逆に床を先に整備しないと落下防止工事もちよっと難しいというふうなことで来ております。それで、急遽今回は床の張りかえの実施に向けての設計関係を計上させていただくというふうなことでお願いしたいと思います。

続いて、社会教育費のほうの宝もの発見事業、これは建造物関係で今お願いしてございますが、なかなか手間がかかる部分もございます。その辺の部分での謝礼の追加というふうなことで、役務費のデータ作製料、これにつきましてはちょっと特殊なカメラを使ってお願いしているケースありますので、それをデータ化する部分での追加というふうなものでございます。

続いて、192ページお願いいたします。公民館関係のカーナビ、これは良寛記念館のほうで営業に回られるとき、カーナビがあると動きやすいというふうなことで、公民館車のほうにカーナビを設置したいというふうなものでございます。

あと妻入り家屋保存事業費、これにつきましては町長の説明のとおりでございます。応急的というか、緊急的に必要な部分、土台関係、床関係の整備をとというふうなことで、基金で取得しておりますので、一般会計で基金から買い戻すような形でというふうなものでございます。

保健体育総務費につきましては、大変申しわけございません。これ卓球の実は講師、卓球教室の講師謝礼でございますが、当初に計上漏れがあったというふうなことでこのたび計上させていただきました。

続いて、戻っていただきまして、176ページでございます。これは継続費の変更でございます。概要につきましては、建設課長のほうから以前ご説明させていただきましたが、現在もう発注済みでございますが、内容仕様を上げたというふうなことで、事業費の変更、継続費の変更ということで、これ比較いたしますと1,610万円になります。その分継続費事業費を増やさせていただいております。ただ、この増嵩分は27年度予算分で増えているというふうなことでございますので、27年度分にこの分追加というふうなことになります。

続いて、次のページ、第3表につきましては歳出関係でのものでございます。

それと、じゃ続きまして180ページ、歳入から説明をさせていただきますが、国庫支出金につきまして、これは歳出の部分に連動している部分での増減を計上してございます。県支出金も歳出に連

動してございます。

それと、181ページ、先ほどの青年就労関係もこれ全額の計上、農地台帳システムもこれ全額計上というふうなことでございます。

それと、17款財産収入についてでございます。これ物品売り払い収入というふうなことで、実はドーザの更新した中で1台古いものを売り払ったというふうなことでございます。これは、一般競争入札で行いました。結果は、新潟市のコマツ建機販売が落札、7月31日に入札を行いました、この金額で落札というふうなことで売り払い収入計上してございます。

18款寄附金につきましては、住友不動産から8月8日でございますが、観光費というふうなことで、観光にということで500万円の寄附をいただいております。

続いて、182ページ、これも歳出に連動してございますが、20款の繰越金につきましては決定額としまして8,782万4,000円の繰越金の予算を予算計上できる金額でございますが、今回追加いたしまして、留保が2,283万2,000円まだ残っているというふうなものでございます。

以下、諸収入、町債関係につきましては、これも歳出に連動したものでございます。

以下、時間外勤務の追加がございますので、最後から2ページ、193ページに給与費の明細関係を計上してございます。

一般会計につきましては以上でございます。

○議長（山崎信義） この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時40分）

---

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

---

○議長（山崎信義） 次に、議案第54号及び議案第55号について。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、議案第54号、国保会計の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

提出しました議案の補正予算書176ページをお願いいたします。歳出予算でございます。11款3目の償還費に平成25年度の国県支出金の返還金を計上しております。療養給付費等負担金につきましては、当該年度の見込額で交付を受け、翌年度精算するということになっておりまして、平成25年度が過大交付となったため、返還するものであります。

次に、174ページ、歳入予算をお願いいたします。1款国民健康保険税を841万5,000円減額しております。本年度本算定をいたしましたところ、被保険者数の減少並びに制度改正によりまして保険料軽減対象者が拡大したこと等によりまして、減額補正をするものであります。

その次のページ、175ページです。11款繰入金には、制度改正に伴います保険料軽減対象者の拡大によります保険料軽減分を繰入基準に基づきまして一般会計に繰り入れる額を計上しております。また、12款繰越金には2,661万円を追加し、返還金並びに保険料不足額等の財源としております。これによりまして、繰越金の留保額は3,454万6,000円となります。

次に、議案第55号、介護会計の補正につきまして補足説明をさせていただきます。181ページ、歳出予算をお願いいたします。歳出予算の主なものでは、4款基金積立金となります。このたび1,581万8,000円を計上いたしました。前年度の精算に伴うものでして、介護給付費準備金に同額を積み立てるものであります。

これによりまして、同基金年度末残高が2,528万5,000円となる見込みでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山崎信義） 次に、議案第56号について。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

このたびの工事費1,000万円の追加となりました要因でございますけれども、工事2件が関係しております。1件目の工事が国道352号線に埋設してあります老朽管の布設がえに伴うものでございます。施工の場所が中学校前から中央公民館のテニスコートの前までの約320メートルの工区でございますけれども、水道管が基本的に歩道に埋設してあるところでございますが、この工区の中ほど、相馬川にかかる部分で、橋の下流側、下小竹側のほうに水道管が添架してあることから、橋の前後で国道を2回横断するという横断の掘削作業が発生しております。この掘削した後の舗装の復旧工事におきまして、国道の道路管理者であります新潟県のルールで、復旧に係る舗装の面積等が大きくなりまして、工事費の不足が生じたという工区が1つでございます。

もう一つでございますが、上中条の護国神社を登った山の上に海岸地域に水を送っております配水機がございます。この配水機から出ております管の更新に係る部分でございますが、当初予算編成におきましては老朽管60メートルの布設がえを計上しておりましたけれども、現地でございます3つの貯水槽に接続されています仕切り弁ですとか連絡管などのいわゆる約物と言われる管類、弁類が昭和44年と昭和51年の建設当時に設置した品物のままで、劣化が大変進んでおります。この際これをあわせて取りかえることといたしました。これによります費用の追加となりました。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎予算審査特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第56号までの議案4件につきましては、委員

会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号から議案第56号までの議案4件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第53号から議案第56号まで議案4件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時55分）

---

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

---

#### ◎決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（山崎信義） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会では、委員長に仙海直樹議員、副委員長に諸橋和史議員が、予算審査特別委員会におきましては委員長に仙海直樹議員、副委員長に諸橋和史議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第57号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

#### 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山崎信義） 日程第23、議案第57号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第24、議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第57号、第58号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして一括ご説明を申し上げます。

まず、議案第57号につきましては、固定資産評価審査委員会委員をお願いしております中野正和氏が本年10月3日をもちまして任期満了となりますが、引き続いて委員にお願いしたく提案するものであります。

次に、議案第58号につきましては、同じく固定資産評価審査委員会委員をお願いしております小黒重幸氏が本年10月3日をもちまして任期満了となりますが、引き続いて委員にお願いしたく提案するものであります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。

最初に、議案第57号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号及び議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号及び議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第57号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第58号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時45分）



第 2 号

( 9 月 9 日 )

# 平成26年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

## 議事日程（第2号）

平成26年9月9日（火曜日）午前9時30分開議

### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄
町民課参事	坂下浩平
産業観光課参事	大矢正人

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤千秋

---

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎一般質問

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 仙海直樹 議員

○議長（山崎信義） 最初に、6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） おはようございます。それでは、私から通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

その前に今回広島の高雨災害を初め、多くの地域で災害が発生しております。お亡くなりになられた方々、心からのご冥福をお祈りいたしますとともに、災害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。また、現場では多くの警察、消防、自衛隊あるいは職員の方やボランティアの方が懸命に作業なされているわけでございまして、本当に頭が下がる思いがいたしますし、一日も早い復旧、復興をお願いいたしますと思います。そして、二度とこのようなことがないようにしていかなければならないというふうに考えております。

それでは、最初に本町の災害時における避難体制のさらなる充実に向けて、住民向けの防災情報メールの配信について町長にお聞きいたします。このメール配信サービスは、当町のウェブサイトにもメールアドレスを登録するサイトを設け、そこに登録していただいた方に防災情報、気象情報、地震発生などによる避難勧告や避難指示等を、そういったものに関する情報を携帯電話やスマートフォンに行政から配信して、住民の防災や避難体制のさらなる充実、強化につなげていくものでございます。近隣市町村では、長岡市を初め、柏崎、三条、県内20市のうち17市が、そして町村では刈羽村、田上町が既に導入をしております。今ではそれぞれの自治体が工夫を凝らして不審者情報あるいは火災、除雪情報や熊の出没とか、その地域住民に合った情報を住民に提供しているわけでございます。また、近年では局地的とも言える集中豪雨が発生し、町内の地域ですら気象状況が異なるなど、本町においてもそのような状況が発生しております。また、局地的なものに備えて、本定例会では気象情報を提供する会社、ウェザーニューズとの契約延長の補正予算も計上されているわけでございまして、このようなことからいたしましても異常気象が異常でなくなってきていて、日常起こり得る今日において、このような住民向けのサービスも必要になってくると考えておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 第1点目の仙海さんのご質問の登録による緊急時における携帯電話、スマホ、タブレットの配信についてのご質問でございます。

その前に今仙海議員さんのご発言の中にもございましたが、常日ごろ申し上げております。まことに地球温暖化、いろいろな気象条件、いろいろな一つの外的要因によりまして、今私たちの想像を超えた、人智を超えた大災害が発生をしております。特に台風あるいは局地的な集中豪雨、それに伴う土砂災害等々大きな災害が発生しているわけでございますが、特に今仙海議員さんのご発言にございましたように、去る8月20日、広島県を襲った豪雨によりまして72名のとうとい人命が失われ、なおかつ2名の方がまだ行方不明となり、必死な捜査が続いておりますが、改めて一日も早く不明者の発見と亡くなられた方に心からの哀悼の意を表しながら、速やかな復旧にひとつ全力を挙げていただきたいというふうに思っています。

また、昨年の伊豆大島の大災害もありました。私もたまたま全国治水砂防協会の役員もしてございまして、先日伊豆大島へ行ってまいりまして、川島町長以下、関係者の皆さん、東京都の幹部の皆さん、それぞれと意見交換をしましてまいりましたが、まことにもって当事者である皆さんの心中は、私申し上げたんですが、本当に察して余りあるものがある。それを反省としながら私たちは進めていかなければならない。私は、常に職員に言うておるわけでございますが、こういう大災害が発生をいたしますと、必ずあのときにこうすればよかったというような発言が多々ございます。私は、そういうことのないような事前の、一人でもとうとい我が出雲崎町の住民の生命を失ってはならない、常に緊張感を持って対応しなければならぬと申し上げております。しかし、そこにも人間の成すわざでございますので、必ず思いつつもいろいろの手違いもあろうかと思えます。要は私も伊豆大島でそれぞれ状況も聞けましたし、広島市におきましてもきょうは新聞に出ておりましたが、広島市においてはそういう避難勧告が出て、5時間後によく障害者等に連絡をした。あるいは市の職員にその状況を伝えようとしておっても、就寝中でそれが伝わらなかったと、きょうの新聞に出ていました。これは、本当に私は返す返すも残念だと思います。だから、私たちはこれを人ごとではない。常に他山の石としてしっかりと受けとめて、過去にそういう厳しい反省材料を我が物として対応してまいらなければならぬと、常に皆さんに申し上げております。また、そういう意味で仙海議員さんからも今回のまたいろいろなご質問が出てまいっておるわけでございます。

先ほどお話も出ましたように、本町もこういう異常事態、しかも特に最近の豪雨はある程度の範囲は予測できるのですが、箇所箇所の集中的に予想しないところに雨が降るといような状況もございまして、私たちも気象庁だけではないです。もっと出雲崎全体を細かく分析をしながら、そこにおいてどういう状況が発生を今しようとしているのかという気象情報、それを正確に確保するためにウェザーニューズと契約をいたしまして、今回も補正でまたお願いしてあるわけでございますが、進めてまいっております。また、さらにこの後皆さんにお願いしたいと思うんですが、雨量

計を6カ所でしたか、予定は。その点も細かく補足すべく、また皆さんにお願いをして、お金もかかりますが、やりたいと思います。私は、総務課長のお話を聞きまして、こういうものについてはもう惜しみなく金を使いなさいと、人の命を失うということは、これほどの痛恨のきわみはない、もう徹底的にやってくれと、お金はかなりかかってもいいから、住民の安全をまず確保することが大事だと、私はもう申し上げていますので、間もなくまたそういうシステムを導入すべく、またひとつ進めてまいりますので、皆さんからもご理解いただきたいと思います。

さて、本題でございますが、異常気象の対応といたしましては、お知らせをしておりますように、まず防災行政無線での屋外、屋内の異常気象への対応といたしましては防災行政での屋外、屋内の避難指示勧告、避難準備情報の一斉通報が鳴ります。それとあわせまして、町内エリアの携帯3社に対しまして緊急速報メールが入ります。さらに、避難指示勧告、避難準備情報につきましては、県と報道機関に同じく配信をしますので、テレビあるいはラジオ等々で情報が流されるという状況になっております。さらに、携帯、スマホ、町外にいる人たちに対する対応であります。これは登録によって配信をされるシステムということになっておりますので、これに入る勧告等は義務的なことはありませんが、今この辺のことも仙海さんの質問の中にあろうかと思いますが、この後ご説明申し上げますが、このシステムは長岡地域定住自立圏での協定項目として長岡市のNPO法人地域の防災安全情報のメール配信をしております。長岡市は、エリアがたくさん広がっておりますので、出雲崎、和島、寺泊、与板、三島地域に限りまして、住民安全さんとうとして情報提供、メール配信をしております。これに登録されますと、長岡市、柏崎市においても防災情報、防犯あるいは火災情報等もキャッチすることができるということになっています。配信内容につきましては、それぞれの地域の特派員から情報提供になりますが、避難指示については町からの町内に配信する緊急速報メール、同じ内容がNPO法人に届き、登録者へ一斉配信をされるという仕組みになっています。いずれにいたしましても、これに対応するにはまず職員であります。常に複数の者が緊急に対応できるよう訓練、体制をしっかりと整えておくこと、さらにもっとこのメール配信を住民にアピールしながら、登録者を増やす必要があるかなというふうにも今思っています。今までもこのシステム、これらの情報のキャッチについてはご理解いただくべく広報等もいたしておるわけでございますが、今仙海議員さんから質問が出ておりますように、今のこのような異常気象等を勘案をいたしますときに、もっと積極的にこういうシステムがあるんだと、皆さんからもぜひタブレットなりいろいろな携帯なりに受信できるような登録をお願いすべく啓蒙してまいる必要があるかなという反省に立ちながら、また一般質問にお答えしながら、これからまた皆さんとも諮りながら、ひとつこの辺のシステムの周知徹底を図ってまいりたいというふうにも思っています。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 今ほど町長から説明いただきましたが、私もいろいろと調べておりまして、私が申し上げることで今町長おっしゃるように職員の方がそれに対応して行政から配信するわけで

すから、送る人のそういった人権の問題、人間の職員の問題という、いろいろあろうかと思えます。そういったものもありますし、ネットワークふくそうですとか、いろいろな課題もあるんですが、私今申し上げているように、これだけ県内においても多くの市が導入したり、全国においても出始めているということになると、そういうことからすれば大きな問題ではなく、クリアできるのではないかなというふうに考えておりますし、町長今ほどおっしゃいました携帯電話大手3社というのも、これ平成25年の5月の臨時会になります、大手3社とそういうふうにメール配信を結んで、Jアラートで受信したものを流すというふうなものも説明されているわけですが、私が申し上げたいのは、やはり町内はもちろんなんですが、町外にいるときでも町からのこういった情報をやっぱり入手できるという有効な手段というふうに私考えています。いわばその情報が必要と思う人には確実にその情報が受け取ることができるわけです。自分が登録するわけですから。その情報が必要としている人には確実にその情報をお届けすることができます。そして、文字数などにもエリアメールと違って制限がございませんので、より確かな確実な情報が行政のほうから受け取れるという、そういったような利点がございまして、防災無線ですと、やはり町外にお勤めの方でしたり、そういった場合にはやっぱり今町がどういう状況になっているのかというのはどうしてもわからないわけございまして、私今申し上げていることもそういう方からの生の声でもあるということをおし上げておきます。加えて申し上げさせていただきますと、刈羽村さんにおいてはこのたび町のホームページの改修を行いました。そのときこういった住民向けに配信するホームページから登録して配信できるような、こういった機能がついていたというような、ついていたのか、つけたのかあれなんですけれども、そういうお話を伺っております。ということは、来年度をめどに我が町もホームページのリニューアルを行うわけで予算計上されておりますから、これを行うには絶好のタイミングというふうに私は考えておりますので、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海さんおっしゃるように、私もこの答弁をする前に総務課長からいろいろレクチャーを受けたんですが、町といたしましても、今仙海さんが望んでおられるようなそういう登録制度、これにつきましてもこういうチラシを町民各位に配って、ご理解いただいて、今おっしゃるようにこの必要性をひとつ強調しながら、ぜひひとつご理解いただきたいということを申し上げているんですが、単なるこういう文章だけではなかなか周知徹底をしないという面もございまして、今仙海議員さんがおっしゃるようなもっともっと、ホームページのリニューアルもやるわけですので、もうきめ細かく、できるだけ町外なり、そういう人たちはもう常に携帯なりタブレットなりいろいろ持っていると思うんです。そういうものにぜひ登録してもらおうような働きかけを単なる広報とかメール、町の情報発信だけではなくて、具体的にちょっと行動していかなくやらないんじゃないかなというふうに思っていますので、また皆さんのお力を借りながら、できるだけひとつ周知徹底をして、ご理解いただいて、こういう最も情報を確実につかみ取れるシステムに携帯等を

登録してもらおうというような方法で進めてまいりたいというふうに思っています。私は、この問題でこの後また区長会議もごさいますが、私は一連のこの災害を通してながら、もう私は本当にさっき申し上げますように住民の生命、財産を守るためにはいかなる努力なり、ソフト、ハード面においては惜しまないということを徹底的にやってみます。しかし、究極は本当に住民一人一人の皆さんがこのような災害を、各地に起きている災害を人ごとではないと、もし我が地において、我が家において、あるいは裏において、どういうことが起きたらどう対応するかということを徹底的に私はやっぱり住民各位から、もう行政もやりますが、住民各位から徹底的に検証しながら、さてこうなったらどうなるのか、あるいは言われるように大きな土砂崩れの前には小石が流れる、水が濁る、においがする、いろいろな状況がある。そういうものを人ごとではない、自分のものとしっかりとつかみ取って、家族ともに問題共有する。そして、近所とよく連携をとりながらやる。私は、この後常に私申し上げています。この前の会議で私は申し上げた。画一的な避難場所を設定をする、そのことによって夜間避難しようとしてもなかなか距離があってできない。私は、もう町内でも私は口を酸っぱくその可能性をひとつしっかりと確立したい。ということは、例えば私は山谷集落、今13世帯。今度8世帯増えまして21世帯になりました。その中で大雨が降った。がけ崩れの可能性がある。その中においても安全な家はあります。その集落の中において安全な家はどこにあるのか。そのときに例えば中央公民館に避難してください。改善センターに避難してください。その前にまず夜中の避難に困難を来すときには、集落のその安全箇所それぞれが避難をして、まず大きな事故を回避する。その後における行政が総括的に大きな避難所に誘導する。私は、これ徹底してやろうと思うのです。これをしないと町が決めた避難所に退避しなさいなんてできないんです。私は、だから大きなこともさることながら、小さな基本から、まずお互いのその危険に対する常に危機感を持って、自助努力ですね。まず自分の身を守るためには、家族の身を守るためにはどうするか。そこから始まって、連帯的に共助の形の中で集落でどう対応するか。あとは公助の中で行政がしっかりと対応する。そういうシステムを徹底的に町は進めていきたいということを常に申し上げています。どうかひとつ皆さんからもこれだけは理解して、必ずやりたいと思います。そうしないと広島においても、大島もそうです。避難出たって、情報がおくれて、夜中の2時、3時、大体収集豪雨は2時から3時、明け方に降るといわれているんです。そういう意味からしましても、そういう現実を踏まえた、よりひとつ安全のことをこれから進めてまいる。そういう情報発信はもちろんです、そういう基本的な住民からまず身を守るということに対する認識をもうさらにさらに深めてもらいたい。それに対して町は全力を挙げて応援したいというふうに思っていますので、今仙海さんのおっしゃるとおり、全く基本的な大事なことだと思いますので、仙海さんのまたいろいろな面をお聞きしながら、町としても最良を尽くしてまいりたいと思います。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。そして、今ほど町長おっしゃいま



したとおり、やはり多くの住民に登録をいただくなど、そういったことから防災意識を高めていただいて、町長冒頭おっしゃいましたように、やっぱりこういった自然災害において、一人の犠牲者も出してはいけないんだと、そういったような気持ちで取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに思っています。私、今の町の体制が悪いとか足りないということを申し上げているのではなくて、こういったように、冒頭申し上げましたように、さらなる充実のために検討いただければというふうに考えておりますので、続きまして次の質問のほうに移らせていただきます。

では、次の質問でございますが、駅前に建設される若者向けの町営集合住宅についてでございます。これも町民の皆さん、非常に関心をお持ちでございます。1つずつ順にお伺いいたしますが、まず建設に当たり、着工から完成までの期間といいますか、行程、日程のほうをどのぐらい完成を目指しているのかということでお伺いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） まず、第1点目の建設の着工から完成までの日程ということでございますので、お答えいたしますが、集合住宅の本体工事につきましては、去る7月29日、臨時議会におきまして工事請負契約の本契約への締結を皆さんのご理解をいただきまして完了いたしました。工事の完成期限となります来年の大体5月15日をめどに、今工事が進められるということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思いますが、来週くらいから既存建物の撤去作業あるいは地盤改良、基礎工事と進んでいきますが、12月までには、予定ですが、屋根が張れるようになるだろうというふうに工程表から推測して考えております。施工中は、外部足場、安全ネットで建物の周りを囲みますので、外観がしっかり見えるのは足場を撤去する2月ごろになるんじゃないかと予定をしておりますので、建物内部も2月上旬から本格的になりまして、4月末には現場での作業を完成させるという予定となっております。外構工事につきましては、本会議で補正予算の承認をいただき次第発注する予定でありますが、完成時期は本体が終了してからおおむね1カ月後というふうに考えておりますので、順調に進みますれば5月末ごろ本体並びに外構工事も完了する予定と、今私たちのほうで考えながら事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 5月15日完成ということでございますが、これ期間的なものなんであれなんでしょうけども、どういったお方が住まわれるのかまだあれなんですけど、4月の入学ぐらいに間に合うとちょうどいいのかななんていうのは個人的にはちょっといろいろ話をした中ではそういうふうにおっしゃっていた方もいましたし、感じているところもございます。

2番目なんですけど、入居者の資格という、そこに入られる方の入居資格というのがあると思うんですけど、その辺についてはどのように現段階はお考えでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 入居者の資格ということであります。もちろん年齢、世帯あるいは家賃、いろ

いる問題が包含をされておるといふふうに心得ておりますが、ご質問の応募をいただく世帯の資格あるいは賃貸をする家賃などの条件、あるいはお話を申し上げますように、この子育てに優しい住宅等をさらに大勢の皆さんからご理解いただくためのPR方法につきましては、お話を申し上げますように副町長を委員長としまして、行政事務推進委員会で3つの部会に分かれまして、今鋭意検討をし、それを取りまとめるように指示をしておるところでございます。基本的な考え方がまとまりましたら、もちろん議会の皆さんにこういうような条件で、こういうようなPR方法でひとつ入居者を募りたいという基本的なコンセプトが決まりましたら皆さんにお諮りして、また皆さんから十分ご意見をお聞きしながら、あるいは町民の皆さんからもお聞きしながら、直すところを直し、より大勢の皆さんからおいでいただくようにやってまいりたいと、そういうふうに考えておりますが、検討するたたき台といたしましては石井町の若者誘導型住宅つくりましたが、これはしっかりと条件をつけまして、町外のある程度お子さんがおられたりと、あるいはまたすぐ将来性のあるという方々から入居いただくというふうに募集いたしまして、今4住宅ともそういう方から入居いただいて、それなりの効果が上がっておるわけでございますが、これは仙海さんの質問の中に入っていないんですが、私といたしましてはこの子育てに優しい住宅、ターゲットはもちろん町外の若い人たちからこの町を理解して移り住んでもらいたいとは思っておりまして、この後私のこの偏見で申し上げる、私の個人の考えで申し上げるんですが、今申し上げましたように、皆さんから十分検討していただきますが、私はやはりこの住宅の入居条件は町内でもし仮にそういう若い世帯から、私もぜひ入ってみたいというような要望があったときに、町内はだめですよということを私は言うべきじゃないんじゃないかというふうに考えています。これは、ちょっと先走ったお話をして悪いんですが、ターゲットは確かに町外。その中における応募をいただく、入居をお願いしたときにおいてどういう状況が出てくるか、その状況いかんによっては、また柔軟に対応するという条件をしながら、町内の若い人たちはだめですよということは私は個人の考えですが、今のところ考えておりません。もちろんご要望があれば、一応申し込みをいただくということも必要だと私は考えています。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 私も実は今読み原稿のほうに次に町内の入居する方についてお伺いしようと思っていたんですが、先にご答弁をいただいた形になってしまいましたし、副町長を先頭に行政事務推進委員会で検討しているということで、今後検討していくということによろしいですね。

ターゲットは町外ですけれども、町内はだめとは言えないが、柔軟に対応するというような今町長のお話でございました。私は、今現在は私個人的にはやはり町外の方を中心に募集を行って、人口の増加につなげていくべきではないかというふうに考えておりますし、そのための提案をまた3番、4番のほうでさせていただきたいというふうに考えております。その一方で、実は先日、一昨日とその前の日なんですけど、たまたま2人の方に町内なんだけど、住みたいというふうなお話をい

ただきましたが、私自身としてはやはり今私が申し上げたような考えをその方には伝えまして、そうじゃないんじゃないかなというような、町外だと思ふよというようなお話をしていたんですが、今またここでちょっと状況があれなんです、いろいろ定住について調べてみますと、やはりいろんなもの書かれている先生方の本ですと、やっぱりここにお住まいの方をなるべく町外に出さないで少しでも歯どめをかけようという考え方と、やはりよそから入ってきていただいて人口を増やそうと、この2通りの考え方を持っている人がいることは事実なんです。だから、町長が今おっしゃることも確かにわかりますが、ではもう一点お伺いしますが、町外にお住まいの町の職員の方が募集にされたときに町長はその辺をどのようにお考えになりますか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 大変悩ましい質問でございまして、厳しい質問だなと思っておるんですが、私は率直に申し上げまして、副町長、総務課長、担当おりますが、常日ごろ結婚をし、町を出て、他の市町村に移住してしまつてこちらへお勤めいただいている方々に対しましては、極力強制ではないが、今回先ほどからの災害関係、いろいろな面、その職員対応を考えるときに、できる限り条件が許されるならば町に帰ってもらいたいということを指導しています。現にそれによりましてちょっと町へお帰りいただいている方もございますので、それなりのご理解をいただいているかなと思ふわけですが、さてそれでは特に結婚すると若い方が外へ出ております職員、皆様も私が言わなくてもわかっていられています。さて、その方々をシャットアウトするかということになってまいりますと、これまたいろいろ問題もあろうかなというふうに考えています。うちの職員の場合は、町外へ住んでいても入ってきてだめですよということも、私は今この段階で区分けをして、先ほど来から申し上げている。この子育てに優しい集合住宅には町外の人を限定します。あるいは町内の人はだめです。あるいは今おっしゃる公務員、町の職員の入居はだめですということは、もうこの段階では申し上げられる今立場でないと思つています。そこはちょっと表現としては曖昧なんです、そういう状況判断を申し込み状況を見ながら、その内容をしっかりと判断をしながら、私はお申し込みいただいた方々、抽せんになるのか、あるいは状況がどうなるかわかりませんが、その方々から必ずこの町に住んでもらうような条件整備をして、必ず応えますからという条件をつけようと思ふんです。やります。皆さんとご理解いただきながらやりたい。だから、画一的にこれはだめだ、これはいいというわけにはならない。広く応募いただいて、その中で柔軟に対応しながら、優先順位をつけながら、しばらくお待ちくださいと、直ちに次の2弾、3弾の手段を講じながら進めてまいらなきゃならんというふうには思つています。現に私は今なぜこういうことを申し上げますかといいますと、私も今までに深町、川東、てまりあるいは山谷8区画、あるいは海岸のこれつくっているんですが、おおむね今174区画全部入っているわけですが、その中でてまり団地が約60%、これは正確な数字じゃないです。約60%の皆さんが町外からおいでいただいています、てまり団地は、てまり団地は、約56世帯の皆さんがおられるんですが、約60%の皆さんが町外からおいでいた

だいた。あとはちょっとばらつきがございますが、やっぱり50%程度は町外、50%程度は町内という数字が出ておるんです。そういう観点からいたしましても、私は今の段階ではこういうお答えをしているということをまたご理解いただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 大変お答えにくい質問をさせていただきましたが、私といたしましてはやはり公務員住宅を建てるわけではございませんので、その辺のところはご理解いただきたいと思ひますし、仮に入るとする職員の方も入りたがらないんじゃないのかな。聞いたわけではございませんが、そんなような気持ちであります。要はいかにやっぱり若者に住んでいただけて、人口減少に歯どめをかけていくかということがこれからなんだろうと思ひますし、また若者住宅とうたっている以上は、ある一定年齢に達したら当然退室というんですか、次にというふうなことも考えていかなければ、気の早い話なんです。実際間取りを見ますと、洋室が6畳が1間と12畳が1部屋、そしてあとキッチンとか、そういったものですよね。その中で、やはり子供が1人、2人とか大きくなるにつれてやっぱりなかなか手狭になってくるんじゃないかなというふうに考えておりますし、先日8月27日ですか、新潟日報なんです、若者向けの住宅のリフォーム、空き家ですね。そういったものに対して、今度は国が補助金を出して支援していくというような記事目にしました。そういった中で、今後は次の移る場所、例えば町の所有している空き家をリフォームしてやる場合、今度は国のほうから補助が出るということになれば、今までは町のお金でやらなければだめだったということになっていますが、そういうことになれば、そういった改修にあわせてほかから住んでもらうという考えもひとつ考えながらやはり定住促進図っていかねばならないんじゃないかなというふうに考えておりますが、その辺は町長は、通告していないので大変恐縮ですが、お願いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今仙海議員さんがおっしゃったように、今盛んに新しい内閣も発足いたしまして、地方の再生なくして日本の活力は生まれえないということで、まち・ひと・しごと創生本部、そして担当大臣石破茂、実力者がなって、いよいよこれから始動してまいります。その中におけるいろいろな予算編成におきましても、この地方活性化に向けてのいろいろな所作が出てまいろうかと思っておりますが、この辺も私たちはもう注意深く見守ってまいらなきゃならんと思っております。総務省の考え方は、いわゆる地方における中核都市の、例えば出雲崎の近隣の柏崎とか長岡、これを人口ダム、いわゆる人口がそこに集まるようなダムのないいろいろな整備をしたいと、こういう発言をしているんです。一方において、国交省はそういう地方に対する交通関係とか、今仙海さんがおっしゃるそういう空き家対策、住宅補助をしながら皆さんから住んでもらう。いろいろの情報が交錯しているんです。それが具体的にどう出てくるのか。今仙海さんのおっしゃることは、新聞報道で伝えております、今回補正で国交省は約40億、それに対する予算措置をしたいという報道がされ

ているんです。それがどういうふうに具体的に動いてくるか、これをしっかりと見きわめながら、もし仮にそういうものが具体的に出てまいりますれば、やっぱり町は特に対応しなければならない状況がたくさんありますから、進めてまいりたい。もう少しその輪郭と具体的な内容が出てまいりませんとちょっとここで、いいことだと思います。歓迎しますが、どういう具体的な方策が出てくるのか、それが出てまいりましたら、できる限りこの出雲崎町においてはこういう制度を私はマッチしたものじゃないかと思っていますので、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） それでは、3番目の入居者の募集方法ということでお伺いいたしますけれども、私といたしましては、まず町のホームページというものを最大限に活用していただきたいというふうに考えております。平成22年の3月の定例会の一般質問で町ホームページについて私質問させていただいております。当時町のホームページに月にどのくらいアクセス数があったかご存じでしょうか。月に約8,000件というふうに聞いております。そうしますと、現在ではご当地グルメのグランプリとかの受賞もあって、さらにこの8,000という数よりは多くアクセスされる方が多いんじゃないかなというふうに推測するんですが、当時先ほど町長からもお話がありましたが、海岸地区に建設された若者向けの町営住宅、こういった募集が行われていたわけでございまして、4棟、3棟でしたか、あとから1棟おくれて建設になりましたので。そこに対して13組、先ほど町長おっしゃいましたように申し込みがあったわけですが、さらに申し込みはされなかったけれども、見学会にいらしてきた方を含めると、担当課長ご存じでしょうけれども、相当の数の方がいらしていたんじゃないかなというふうに、私たちも見に行かせていただきましたし、思っております。今ほど申し上げましたように、そういったホームページの閲覧数の数字からいたしましても、やはりそういったところの宣伝効果というのは絶大なものがあるというふうに私は思っておりますし、そういったホームページにあわせて宣伝をするときに住宅とあわせて子育ての支援策とか、そういったものを制度の充実というのをPRして、あわせて募集を行っていかなければならないのではないかなというふうに思います。例えば子育てに優しい町出雲崎とかいう、そういったようなキャッチコピーをつけたりするのもまた一つの方法だと思いますし、ホームページばかりではなくて、やはり若者向けのそういったターゲットが読みそうな雑誌ですとか、もちろん新聞とか広告もそうでしょうけども、そういったところに的を絞って、住宅のPRとあわせて子育ての支援策とか、そういったものを有効に全面に押し出していただければなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 入居者の募集方法ということでございますが、まさに仙海議員さんのおっしゃるとおりでございます。先ほど言いました行政事務推進委員会にもこれを指示しておりますので、当然そういうものも具体的になってこようかというように思っているわけでございますし、またあらゆる情報提供をしてまいるための、新聞や住宅情報誌などに広告を載せまして、QRコードと言

われるバーコードを印刷しておけば、すぐ町のホームページにつながるということもできますので、そういう意味でもホームページリニューアルするわけですが、見やすく、わかりやすい、情報豊富なものにしてもらわなければならないというふうに思っています。あわせて、情報誌の活用が、これはまたまた大事だと思うんですが、最近特に、きょうもご婦人の皆さんから主体的に傍聴いただいておりますが、最近是我が家を見てもそうですが、やっぱり女性の方の発言というのがなかなかやっぱり強くなっているんです。だから、私はやっぱり今回の子育てに優しい住宅というものにつきましては、言うなれば決定権は奥さんのほうにあるんじゃないかなというような、それは男性の皆さんがおられるわけですから、当然相談されるんですが、大体主体性は若い奥さんが力持っておられるというようなことを考えておりますので、特に皆さんに申し上げますように、ミキハウスの子育てに優しい資格を取得しておりますので、特にこのミキハウスという大きなブランド性のある企業とタイアップして、そういう奥さん等に高い人気もあるわけですから、私はたまたまこれについては山梨でしたか、新潟県、この2つが認定されたわけですが、これを有効に活用して、ひとつ町外等に徹底的にPRをして、若いご夫婦、お子さん等から入居いただくように積極的にやっていきたい。ホームページももちろんです。そういうまた状況も整っておりますので、あわせて進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） うちとはもかく、世間では奥さんが決定権があるというふうに言われる方が多いみたいなので、ぜひまたそういったような女性ターゲットということも行っていたきたいというふうに思っていますし、4番目の質問のほうに最後になりますが、お伺いいたします。

今ほど町長のほうからミキハウスのほうをまた大いに活用いたしまして町外にPRしていくということでございました。本町に住みたいという方でも必ずしも会社に勤める方というふうには限りませんので、その辺を伺いたいと思っているのですが、昨年議会では日南町に視察のほうに行っていました。そこで、農林漁業研修制度について研修を受けてきたんですが、この制度は農林漁業の研修を受けていただいて、引き続き定住する意識のある方に対して町が支援を行うという、そういった形のものでございました。1年から2年間の研修で、3年目には町で自立を目指していただくというもので、その支援の内容というのは月額11万円という現金支給、そのほか住宅のあっせんや住居の手当て、そして作業道具等の経費の支援等、そういったものでございましたし、財源といたしましても地域おこし協力隊や緊急雇用創出事業で交付金の措置や県の移住に関する交付金というものを利用されていたというふうに記憶しております。私が一番心配しているのは、今町長おっしゃったように町外に対して、ミキハウスとなると県外も含まれるのかもしれませんが、その人たちの勤め先ですよね。よそから来られた方の勤め先というものが、この町に住んで通勤可能なところにしか勤められないわけですから、都会の方がもし来るとすれば、いわゆる脱サラといえますか、仕事をかえ転職してこられるわけで、IターンとかUターンとかJターンとか言われる

ものもそうなんです、その際農業や漁業をやりたいという方がいるかもしれません。そういった場合に、心配されている後継者不足の一翼を担えるのかなというふうに考えているんですが、もしそういった方が申し込まれてきた場合、問い合わせがあった場合、町としてはどのような支援を考えているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 新規就農者あるいは漁業あるいは林業、あらゆる面が考えられるわけですが、これにつきましては町としての対応もいたしておりますし、国、県の優遇措置もございますので、それらを十分活用しながら、もしそういう希望があるとすれば希望に応えられるというふうに思っています。現に今佐々木さんがおやりになっておりますが、いろいろちょっとお話も聞いております。しかし、今のところ一生懸命やっただいて、それに対する町も皆さんのご理解いただいて協力いたしておりますし、国県の新規就農者に対する手厚い対応もされている。今回は、また酪農で諸橋さんが新規、そういう就農者としての今予算で計上しておりますように出てまいっております。これは本当にありがたいことだと思っております。そういう方が続々と出てまいれば結構です。特にまたこういう新しいところに入られて、大変厳しい1次産業に従事をして、それなりのまた成果を上げるべく頑張ってみたいという方があれば、当然国、県のそういう手厚い新規就農者のいわゆる援助制度もございますし、町も全力を挙げて対応していきます。希望があるとするならば、歓迎すべきことだと思っておりますので、またそういうケース・バイ・ケース、具体的な事例が出てまいりますれば、やっぱりここに住む以上は生活の拠点とし、経済的なまたそういう所得も上げなければならんということも考えられますので、具体的に今何ができるかということなんです、新しくお住まいいただく方の希望等は十分一つ受けとめながら対応すると。この町のまた対応の仕方によって、私が先ほどから申し上げる次の対応、あるいは柔軟に考えながら、次の2弾、3弾においてそういうものが具体的に実行されれば、またそれが一つの大きなインパクトとして類は類を呼ぶで、大勢の皆さんからおいでいただく要素はあると思うんです。そういうものをしっかりとやっていかなきゃならんというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） そうですね。町のほうも新規就農されている方にいろんな支援されているのは私も十分承知しております。逆を言えば、やっぱりこういったような制度を先につくってから募集、こういうのがありますから来てくださいというような感じでもいいのかなというふうに募集の一つの方法としてあろうかと思っておりますので、またぜひご検討いただければというふうに思っております。いずれにいたしましても、住宅を建ててつくる以上、やはりいかに多くの人に住んでいただけるか、そしてこの町に定住していただけるかということだと思っておりますし、そのためにどのようないろいろな施策を講じて、子育て支援だとか、もちろん教育の充実とかいろいろあると思うんです。そういったところで、若い世代にやっぱり選んで住んでもらえるような町にしていかなきゃならないな

というふうに私考えております。よく言われるのは、やっぱり子育て支援というのは未来に対する投資なんだというふうにおっしゃっていることもよく耳にしますが、ぜひこれを機に多くの皆さんに住んでいただけることをご期待申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山崎信義） これで6番、仙海直樹議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

（午前10時23分）

---

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

---

◇ 中野勝正 議員

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を続けます。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） それでは、私のほうの質問をさせていただきます。グリーンツーリズムの支援、施策について質問させていただきます。

町長も理解されているように、グリーンツーリズムとは田舎に行って収穫体験や何かの体験メニューをすることもありますが、それだけではなく、田舎の自然や人々との触れ合い等を通じて田舎を楽しむことだと言われております。ですので、あれもこれも楽しみたい方もオーケーですし、農家民泊の縁側で一日中ごろ寝をして、民泊のお父さんを相手にお酒を交わしながら田舎料理を楽しんで帰る、それだけでもグリーンツーリズムだそうです。これは、新潟県のグリーンツーリズムのホームページ、インターネットで出ておりますので、町長も理解されていると思います。

それでは、今までの流れについて説明いたします。5年前に町議会として町の活性化、町民の活力を引き出し、地域の結びつきを引き出してグリーンツーリズムを当町でできないかと考え、北海道に研修に行ったり、また講演に来ていただいたり勉強いたしました。が、いまいち盛り上がりには欠け、月日が過ぎました。また、2年前にはNPO法人ねっとわーくさぷらいで阿賀町でやっているところを研修してきましたが、なかなか難しい面があり、前に進むことができませんでした。ことしに入り、町民の有志でグリーンツーリズム実行委員会を立ち上げました。きょう、実行委員会のメンバーの方も数名傍聴に来ておられるそうです。私は、町のリーダーシップを発揮していただき、これが成功すれば町にとっても大変素晴らしいことだと思っております。

それでは、質問させていただきます。今、町では駅前地区に情報発信及び町民の皆さんが気軽に立ち寄れて、お茶等が飲める家を建てると聞いております。そのところに事務所の設置等は考えられるかどうか、町長にお伺いします。

○議長（山崎信義） 町長。



○町長（小林則幸） まず、この質問をされます中野議員さん、ただいま発言にありましてグリーンツーリズムにつきましては中野議員のライフワークということで私も受けとめておるところでございますし、またいろいろな時間を経過しながら、今お話をいただきましたように、実行委員会を立ち上げられたということでございます。私は、基本的にはかつて婚活あるいはまたこの後もお答えをしておりますが、グリーンツーリズムは7年間経過をしております。しかし、官の限界があります。やはりこういう問題については、民の自由な発想と活力というものが必要になってまいります。そういう意味ではやはりこの実行委員会立ち上げながら、真剣に前向きに取り組んでおられる姿に対してはまことに敬意を表する次第でございます。この後いろいろ質問出てまいります、具体的にひとつ計画を立案をされ軌道に乗ってまいりますれば、町としても全力を挙げサポート、補佐をし、また協力してまいることにはやぶさかではございません。

まず、第1点目の今町が建設を予定しておりますところの駅前の情報発信基地でございますが、これにつきましては最初からお話を申し上げておりますように、町民各位から気軽に立ち寄っていただき、茶飲み話をしてもらったり、あるいは町外の人からも立ち寄っていただいて、出雲崎の町の歴史なりいろいろな面をご理解いただき、あるいは町民の皆さんから2階等も構造するわけですが、健康づくりということで、多目的にこの施設を活用してまいりたいということで考えておりますので、今この段階でこの施設の中にグリーンツーリズムを実行される組織が入って事務所としてお使いになるということについては、今のところわかりましたとは言えません。今後のこの施設をいわゆる指定管理に持っていくわけでございますが、そういう観点の中でまた柔軟に対応できることは対応してまいりたいと思っておりますが、目的が目的でございますので、今のところこの事務所に皆さんから使ってもらおうというわけには、いろいろ方法はございますから、ここでなくても。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今町長の答弁ですと事務所の設置は今のところでは難しいという理解をさせていただいております。その中でまたいろんな方法があるから、また相談に乗るよという考えも承りましたが、それで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） いずれにいたしまして、この施設につきましては町が直営でやるという考え方はございません。この運用方法につきましては、最も有効かつこの施設が利用されて、余り町が大きな利用できないうちに効果が上がるような方法を考えてまいりたいと思っておりますので、柔軟に対応しながら今後の運用をどうするか、総括的にいろいろな問題を包含しておりますので、検討してまいりたいと思っております。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） それでは、2番に入らせていただきます。ご存じのように農林漁業体験民泊、

農家民泊等は都会に暮らす人々が農村漁村の仕事や生活などを体験することで地元の人々や農村文化に触れ合うことができるということで、そういう施設でございますが、町として農家民泊をそういう募集する考えがあるかどうか、お聞きします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 民泊といいますと、これはなかなか条件が整わないとできないわけです。旅館業あるいは公衆衛生法あるいは建築基準法あるいは消防法、いろいろな問題がかみ合います。そのものの条件が整わなければ民泊としての許可は出ないわけです。果たしてそこまでの条件を整えて民泊を開業しようとする人があるのかどうか、その辺を見きわめていかないと、しかも目的をどうするのかというものがはっきりしないと、ただ民泊、皆さんどうですか、やる人はございませんか、何をするんですか、どういう方をあれるんですかと言われたときに、私は今のところ出雲崎町においては、例えば久田の施設もございまして、あるいはまた民泊でいろいろとご努力いただいている方もございますから、そういうもので補完できるんじゃないか。町としてそういう条件をしっかりと整えた民泊施設を、皆さん、どうですかというような考えはございません。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今町長のお話ですと考えがないというふうに答弁されましたので、その中で平成17年の12月から国のほうではなかなか前に進まないということで緩和措置を法律でされたんです。その中では、農林漁業者以外の個人、団体もできるようにされて、2つに分けたんです。1つは、農林漁業者によるところと農家民泊、これは資格を取るといふか、割に緩和されてなっておりますし、またもう一つは農林漁業以外の方も体験民泊ということで、そういうふうな措置をとれるというように国としては2つに分かれて、どちらもできる緩和措置ができたわけです。そうすると、私としてはやはりこういう私ども小さくても光る町づくり、5,000人を切った町だからこそ町がリーダーシップを発揮していただいた中でこういうのもやっていただくと、町のいろんな面でプラスになるというふうに私は理解しているんですが、その辺のことに對しても今町長が言われる、それは無理だよというふうなお話ですが、その辺のことに對しても町長としては要は県なり国なりにいろいろ情報を入れながら、町にマッチしたようなことで対応はできるのかどうかはどの辺で考えていられるでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 県にも農林公社がございまして、そこにおける事業としてグリーンツーリズムの部門もございまして、なかなか私も理事をしているんですが、私たちもいろいろ状況を聞いています。大変厳しい状況でございますが、だから率直に申し上げましてグリーンツーリズムとは何とや。さっき中野議員さんがおっしゃったように、このすばらしい自然の中で農村に来てゆとりある生活を送ると、いわゆる都市と農村の憩いの場、交流の場として考えるのか、それともそういうことによってこの町が生産する農産物なり、あるいはいろいろな面でお泊まりいただいております。

いただいて、農林水産内の活性化を求めるのかという2つの目的があると思うんです。目的をどうするのか。都会の人を果たしてここに呼び込んで、そして交流するのか。率直に申し上げまして、うちの町も平成4年から11年の7年間やりました。もう大変苦戦をしました。究極は、受け入れる側よりもおいでいただく方をどう確保するか。きゅうきゅうとしたわけです。そういう意味で目的と行為は大変すばらしいことなんです、私も7年間やって、職員ももう全てが精根尽きたということの中で中止をせざるを得なかったという苦い経験がございます。そこには官のまだかたいそういう発想が通じなかったかもわからない。でも、あんた方の場合は、本当に真剣勝負かけてやっていられるんですから、私たちはそういう本気になって仕組んでいただく皆さんがどういう形で行動されるか、それに対する行政としてはお応えをしていきたい。そして、もし皆さんが軌道に乗せていただくならば、どういうご支援の方法あるかどうか、これは徹底的にひとつ町はサポートしてまいります。そういう手を皆さんのいわゆる前向きな姿の中で方向づけをしていただいて、また私たちも勉強させてもらう。その中でこの問題に取り組んでいかなきゃならない。町は苦い経験をしていますから、婚活もそうです。町は相当やりました。これもだめです。失敗しました。今度は民間の活力をかりながらやっております。そういう意味で、私は先ほど前段申し上げたように、中野さんを中心にした実行委員が真剣勝負かけてやっていられる。本当に頭の下がる思いです。そういう意味で具体的にあんた方がどういう計画を立てて、どういう人をターゲットに、どういう形でお呼びいただくのか。もう全てについて町は全面的に応援してまいりますので、ひとついろいろな皆様方からご提案をいただいたら、町は町なりきに対応してまいります。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今の町長のほうでは、町も全面的に協力するということが理解されるんですが、私どもの考えているのは、要は体験というか、小学校、中学校のも含めますし、また一般の方、都会の方から出雲崎に来ていただいて、1日でもいいし、日帰りでもいいし、来てもらうと、両方の2本立てでやらせていただきたいなというのは考えを持っているわけです。その中では、やはり今宣伝の世の中ですので、こういう小さいからできるということで、町を挙げてやっているんだというような方向性を町でしていただくと、町外の方もいろんな面においても信用度が違うと思うんです。個人でやっている、それで終わるかもわからないし、町が全面的に協力してやるから特に出雲崎はいいよというような宣伝も大事だと私は思うんです。その中でやっぱりそうしたときに、町としてそういう募集を図る計画の中でどのようにするかというのは実行委員会とも皆さん一緒になって協力してやっていく、そういう方向性を今町長の話だと全面的に協力すると、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 現に皆さんが今研修なりいろいろ行っています。うちの職員も行っています。あるいはまた実行委員会の段階でも職員も入っています。ということは、行政も皆様方のこの意欲

ある行動に対して行政としても賛同しながら協力したいという意思を示して、態度で示しておりますし、具体的に示しております。そういうことで進めさせてもらいます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今町長の言われたように全面的に協力するという意見をいただきましたので、私どもも本腰を入れて、またやらせていただくということにさせていただきたいというふうに思っております。

質問の3番に入らせていただきますが、そうしたときに民泊いたしますと、ちょっと私のうちの例を出せば、直すところがちょっとお客さんが来て、ただありますよというところで、そういうふうな直したときにいろんな制度があるんだろうと思いますが、その中の一部を町の考え方として、そういう家に対しては何か金銭的な一部補助、こういうことも考えられるかどうか、町長に伺います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましても継続的な形の中でこの事業が進められて、個人の家庭がそういう改修をするということになってまいりますれば、それなりに対応してまいりたいと思っておりますが、今とりあえず民泊やってみたいと思うが、俺はちょっとここを改造したいと思うが、これに対して補助を出してくれということで、わかりましたとは言えないです。やっぱりいわゆる事業の内容と継続性がどこまであるのか、そういうものに対しての具体的なやはり事業計画は立てられているのか、その人が5年、10年と継続的に我が家を改修して、そういう人たちを受け入れるだけのいわゆる改修をされるのか。ただ、まあまあとりあえずやってみたいと思うんだが、これを直したいと思うが、これどうというのは、これはちょっと難しいです。そういう具体的ないわゆる基本的な計画を立てて、継続性あり、必ずやりますということであれば、町もやっていく。私もよその例を見ておるんですが、そういう例を見ていますが、本当にささいなわずかなものです。そういう点は、また中野議員さんのおっしゃるように、あんた方が先ほどから申し上げています。今どういう方向で、どんなことで、どう具体的に、どこまでどうしていかれるのかと、まだちょっと私たちも見えていかないわけです。その中で先走って、わかりました、やります、さて、それは継続するのかどうか、その辺をしっかりと見きわめてやらないと、皆さんの計画の中で、これは継続的にどなたを対象にするのか。私たちは、東京の人たちを対象にしたんですが、どういう人を、農村と呼ばれてくるのはどこの都会の人の生徒なり学校を対象にするのか、そういうものをしっかりと対象を絞っていただいて、そして私はこういうことを言うのはいかがかと思うんですが、私ちょっと質問に当たりましてドイツがこのグリーンツーリズムを盛んにやっているんです。総括として非常にこのグリーンツーリズムについては、いわゆる成功例だけを見ているんです。それに乗って事業を進め、いわゆる事業をする。要するに受け入れる側がすべからく対応して、もう逆に受け入れた側は体力を消耗して非常に厳しい状況が生まれているということが言われているんです。だから、受け入れる側はしっかりと受け入れる。それじゃ、受け入れた場合のおいでいただいた方がどういう対償を町

に払いながら、町はまたどういってお返しをしていくのか。受け入れることだけを考えるのか。受け入れながらいろいろな意味で所得を上げていきたいというのか。うちの町も7年間やって失敗したんです。私は、グリーンツーリズム大事です。これは絶対大事なことです。しかし、それ以上にオールマイティーに広く出雲崎を売り込んでいかなきゃならない。現にそうでしょう。芸大あるいは二松学舎あるいは良寛、今回も田中博之という大学教授が、ここに町においでになりました。当初芸大生としてきた方が、今大成をされた。大きな絵も寄贈されます。そして、ぜひ出雲崎来て、また交流したいというので23日においでになるんです。私は、やっぱりそういう交流を主体に、どんどんと町はやっていきたい。そのことが広く出雲崎、そういう方がおいでになる。子供たちを教えているんです。子供たちのいろいろ教室を持っている。そこで出雲崎を宣伝する。私は、やっぱり行政は視点を変えていきたい。中野議員さんのグリーンツーリズム実行委員会は、あなた方の視点でしっかりとひとつやってもらいたい。そういう面で応援します。そういう面で全面的に応援してまいりますので、その辺のコンセプトをしっかりと持っていかないと、グリーンツーリズムはさっきおっしゃるいわゆる都会の人が農村へ来て、このすばらしい自然に親しみながら余暇を楽しむ、それだけのものでしょうか。それだけじゃ私は。だから、私たちは7年間やった子供たちが何にも来ていませんよね、出雲崎へ。もう出雲崎なんか忘れています。本当に残念だ。継続性を持たせんきゃ、それをやって出雲崎を理解して、出雲崎にも時にはおいでいただく。だから、芸大生の皆さんが大学教授になっておいでになるんです。そういうつながりを持って、私は行政は持っていきたいと考えております。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 私が3番にした質問、民泊を改築したい人に改築費の一部補助はと考えられるかという質問をさせていただいたんですが、今の方向性いいますと私の質問とちょっとかけ離れているかなというように理解するんですが、その中で町長は継続性があれば町として考えるというように今お話で、その計画書案などを町に示した中で検討するよと、余地があるよというふうに理解したつもりですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） おっしゃるとおりです。ただし、その計画書が出た場合にはそれに基づいて関係法令なり規則なり、いろいろひとつ検討して、きちっと条文等も整理をしながら、それに基づいてやるということでないとなかなかできないんじゃないかと私は思っていますので、要は中野議員さんが本当に全力を挙げてやっていただいている、全く敬意を表します。もっと具体的にどういう形でやられるのか、その辺を私たちの担当も入っていますから、十分ひとつ含めて、また視察にも行かれるようですが、そういうところの実例をしっかりと見て、いいところばかりじゃないと思うんです。大変厳しいところもあると思います。そういう点をしっかりと勘案をして、具体的にひとつ行動をされていっていただきたいなど。もう大歓迎です、あなた方のその行為に対しては。私

は逃げているんじゃないんです。やっぱり今の時代ですから、今さっき申し上げた町は町なりに皆さんのご理解いただいてやっています。こういう民間活力を活用して、今時代です。そういう中に有志の皆さんから実行委員会立ち上げてやってもらう。まことにもって敬意を表して協力したいという気持ちには変わりはありませんので、その点だけはひとつ、ちょっと厳しいことも言っていますが、皆さんの行為には敬意を表しながら、できるだけことはやらせてもらうということだけは申し上げておきたいと思います。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 答弁も書く都合がありますので、要は町長としては計画を出せば考えますよという内容でよろしいでしょうか。そういうふうに理解します。

では、質問4番に入らせていただきます。オーナー制度を町として考えられないかということなのですが、この内容といたしましては出雲崎町に滞在し、農作業や田舎の暮らしも体験していただき、食材を買っていただく制度ということなのですが、一つの例といたしましてはよそがやっていることなのですが、棚田オーナーと言いまして、コシヒカリオーナー募集ということでやっているところ大分あるんですけども、そのところは田植えとか稲刈りはそのオーナーの人が必ず来てくれるんですよ。あとの管理は農家の方が責任持って米にしますよという中で、反当たり何がしのお金をオーナーからいただくという、そのかわりお米はその人たちにもう最低これだけはやりますよというような制度をオーナー制度と言うんですが、そのほかに魚沼のほうでやっているシイタケの原木等をオーナーになっていただく方から買っていただいて、駒打ちはその方からやってもらうんですけども、日々の管理は林業関係のシイタケの原木の方から管理していただいて、そういう制度みたいなのを今農業、漁業関係、林業も含めて、なかなか厳しいですので、そういうのも要は町としてそういう制度を考えるつもりはあるかどうか、町長に聞きます。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） オーナー制度、今中野議員さんがおっしゃったように、消費者が生産者に出資をしながら、そしてそこで収穫したものを応分の比率でいただくというのがオーナー制度です。あるときには栽培に携わったり、いろんな面で協力をしながらということが趣旨であろうかと思うので、町がオーナーというのは私はちょっといかがなものかと思います。ただ、これは今棚田とおっしゃいますが、出雲崎は棚田らしいものはないんですが、農家でもいいです。農家でも漁業者でもいいです。船、うちやっているんだと。おい、どうだと。じゃあ、出資しないかと。たまには魚も送ってやりますよ。あるいはシイタケの問題もそうです。林業者と出資をしてやりますよ、そういう動きがあるとするならば、町はそれなりにやる。町がオーナーというのは、これはちょっと。町がオーナーを募集するというのは、これはこれもだめです。はっきり申し上げて。

いや、だめなんです。農林公社の話ですが、県の分収林、もう大赤字です。どうにもならない。あれをどう解決するか、もう大問題です。いわゆるあんたはこの山に出資、あれをしてやる。県も

出す。それは売ったときは6：4とかの。もうとてもじゃないが、今状況悪くて、もう大変なこれは大問題になっている。だから、簡単に町が立ち入って個人との出資者を募って、消費者に、あんた、オーナーになりませんか。あんた、それを受け入れませんか、ちょっと町はできません。申しわけないですが、それは業者、個人、消費者、しっかりときずなを持ってやらないと失敗します。町は、今オーナーになることは全然考えていません。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今町長の答弁ですと、だめですという答弁いただきました。

質問5に入らせていただきます。町として、グリーンツーリズムの協力隊の募集はということで、どのように考えられますかということなんですが、町は数年かけて今やられている地域の宝物を閲覧しており、どこに何があるか、ほぼ全部把握されておるわけですので、その人たちから協力していただいて、グリーンツーリズムの協力隊になっていただけるかどうかというふうな等の募集を町としてやっていただけるかどうか、お聞きします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） この問題もまことに申しわけないんですが、前段から申し上げておりますように、受け入れ体制の整備がしっかり整っておらない中に協力隊を募集する。どういう協力隊を募集するのかという非常に難しい面もございますし、協力隊員を募集することになってまいりますと、単に隊員になってきてください、ひとつアドバイスしてください、いろいろやってください、それには待遇面、雇用関係をどうするのか、時間をどうするのか、そういうきちっと誓約をしなければ、協力隊員を募集する、それは責任ある立場として、それはご迷惑かける。そういうものがしっかりしないと協力隊員は町が募集、何のための協力ですか、何をやるんですか。それで行ったら、賃金は、雇用関係はどうですか、どれだけ雇ってくれるんですか、どういう待遇しますかということになってくるんです。今私たち町はそこまでいっていないんです。だから、私は、中野議員さん、どうでしょうか。今特定したものでなくても、コーディネーターなり、その分野のアドバイザーも頼もうと思えば頼めるんです。そういうものが軌道に乗って、しっかりとある程度の方向づけがされたときにおける、それが定着をして、さらに拡大をするんだったら協力隊もいいです。まだ海のもの、山のものとか、協力隊を募集しますなんていったって、ちょっと私ももう全部条件を整備しなければ協力隊は求められない。私は、もし中野議員さんがおっしゃるようなご要望等もあれば、コーディネーターなり、あるいはアドバイザーなり、いろいろな面の皆さんおられますから、それは町が幾らでも協力しますので、今ここで協力隊員を今直ちに町が募集しますということは、目的なり、あるいはそういう面が定まっていな以上はちょっと申しわけないですが、今の段階ではちょっと無理。それにかわるべきものについては協力していきたいというふうに考えています。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今町長の答弁ですと、協力隊の募集は難しいというふうな理解で、その中でそ

れを精査した中でまた考えるというふうなお話だと思いますが、その中でホームページ等で私拾い出してみたんですが、この中で地域おこしの支援ということで、総務省がやっている関係の地域おこし協力隊から対象と財源処置についてというのがあるわけですが、そうしますとこれは民間がでないんです。行政がその人を募集しなけりゃだめだというのは、町長も担当のほうに聞かれればわかるだろうと思いますが、その中で簡単に言いますと地域おこしの支援ということで、おおむね総務省のこれだとマックスで400万円くれるんだそうです。ただし、その中の200万円はその方の人件費にして、あと200万円は住まいだとか活動費とか、そういうふうには、それは国から町にくれるんだと、だからそういう人たちを募集を今やっているところもあるんです。というのは、ここで言えば、新潟県で言えば十日町、小千谷、佐渡等がまだ私が調べた中では3つの市町村やっておるんです。その中で先般でも私どもグリーンツーリズムの実行委員会といたしましては小千谷のほうのおっこの木というんですか、未来会議というか、そういうふうな災害が起きてから地域をよくしたいと、盛り上げたいということで立ち上げて、10年たった。そこを見させていただいたと。私どもは、災害ふうではなく、要は町の活性化の地域おこしで盛り上がり、もう元気にやろいねという中であるわけですが、その中でこういう制度自体あるんですが、この制度みたいなのを町が積極的に活用して調べていただいて、また私どもに聞かせていただく。また、私どもも調べます。その中でそういう制度があるのであれば、それはそうであるのであれば来年それにもっと調べて、そうであれば募集も当町としてもかけますよとか、そういう考えみたいなのが資料的に調べながらやるということは、町長、どのように考えますか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今回の補正予算でも大変お叱りをいただきました。放課後児童の事業に対しまして補助金137万を返さなければならない状況。この状況は何だったかという、1年、2年、3年生の児童、いわゆる年間通して20人未満であった17人であったために全部補助金を返さなければならなかった。そういう実態があるんです。補助金があるから何でもかんでもやるというわけにはまいません。その補助金というものを生かして、補助金というのは簡単にもらっちゃだめなんです。補助金をもらうことにどれだけの付加価値とどれだけのプラスアルファがあるか。目先の補助金をもらったら逆な結果が出るんです。私は、先ほどから申し上げますように、国の制度があるから補助金を出すからやりなさい、それじゃやりましょう、200万、400万もらいましょう。それじゃ、その400万どう使いますか。目的がないのに補助金を申請したって、またまた議員の皆さんにお叱りをいただく。やっぱりしっかりとその事業は何のためにやるのか、そこによってどういう付加価値ができるのか、それによって継続的にものができるのかどうかというものをしっかりと見通してやらないと、あっ、そうか、補助金もらうから、そうしよう、その補助金についてやれ。行政はそういうわけにまいません。中野さんのおっしゃるように制度があるということはしっかりとまた勉強させてもらって、皆さんのほうで具体的にそれじゃこういうような行動をとっていきたい、このた



めの協力隊員も必要だ。そうなって行政はどうだとなったら、私たちも皆さんの計画をしっかりと懸案検分をさせてもらって対応すると。今ここで協力隊員に補助金制度があるから、町長さん、補助金でやりなさいと言われても、わかりましたとはちょっと言えないということだけは申し上げなきゃならない立場でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） なかなかかみ合わないところが多々ありますが、基本的には今の町長の何か聞いていると慎重し過ぎて、もう前へ行かないような、ブレーキばかりかけて、こういうように私自体がとれるんです。そうすると、何かだんだん慎重、慎重になっていくと、慎重も悪いことはない、いいことだと思いますが、それだと前へ進みづらい面があるから、元気出すには活力を見出すような方向性を出していただきたいというふうには私は思います。その中で9月5日、これは農業新聞等を書いてあるんですが、これ確定したわけではございません。これは、一つのグリーンツーリズムのさっき私が言ったように体験もあるし、1人でも来ていただいてもどっちでもいい。それは両方含めた中のグリーンツーリズムなんです、1つは農業新聞に書いてあった9月5日の新聞ですと、1つ今与党自民党を中心に考えていられるのが、児童の農村、漁村交流、約111億円を自民党というか、与党として国に要望すると。その中で秋の臨時国会等においてそれを出したいというようなことが書いてありました。そうしますと、こういうふうなのは私もさっき言われたように補助金等ではなく、町の活性化、元気出すにはどのような方向性を持っていくには慎重も大事ですが、そういう補助金等を使うこともまた一つの方向かなというように理解しております。

その中で話がこれに出しておかなかったんですが、私ども実行委員会といたしましても長年の懸案でありました何かを来年やりたいんだという方向性で今いっているんですが、私も過去において一般質問に似たような経過をしたことがあるんですが、来年におきましてグリーンツーリズムをメインにいたしまして、農村、漁村交流関係において福島の柳津町の小学校、中学校の生徒から当町に体験していただこうと。その体験内容といたしましては、じゃどうするのがいいのかといいますと、我が出雲崎においては何でもあるんですよね。恵まれているというか。海もあるし、山もあるし、平場もあるし、酪農もあると、恵まれているんです。その中で柳津さんがどれだけなっているかという、1つは海がないというのが柳津さんのとこだと思いますので、来ていただいて、私どもはでかく風呂敷を自分たちでできないと。するとなかなかさっき言われたように物すごく地道に難しい面がたくさんあるんです。その中でやっぱり行政のほうからリーダーシップは欲しいところなんです。リーダーシップを発揮していただいて、私どもも一緒になってやりたいんだというふうなのが実行委員会の考え方だというふうには私も思っているし、実行委員会の皆さんもそう思っていると思います。その中で来年そのような方向性に向けていきたいと思っているんです。そうしたときに町長のほうからもまた柳津の町長さんここに我が出雲崎はこういうふうのを考えているから、そうになったら協力お願いしますよというようなこともお願いしたいし、また教育長さんにおか

れても小学校、中学校の学校関係ですので、そういうふうなのを姉妹都市といたしましても全面的にそういうのをお願いしますよというようなお話もしていただきたいし、また私どもも今話が出ている柳津町議会との議員懇談会も副議長を中心に検討しているという中で進めている。そのときにも私も議員のほうのバックアップもお願いしますよというような話もさせていただきますが、要は私は町を挙げてそういうふうな取り組みをやらなければ衰退するというふうな気持ちを持っているのが事実であります。その中でそういう考え方を町長、どのように理解されているか、お聞きします。

○議長（山崎信義） ちょっとお待ちください。中野議員に申し上げます。町長は、中野議員の質問の趣旨は十分理解されて、その旨を受けたことを答弁されています。あとは皆さん方のほうからしっかりと計画書を出していただきたいという答弁でありますので、それについて何かあったら質問してください。

町長。

○町長（小林則幸） どうでしょうか。今中野議員さんがいわゆるグリーンツーリズムの中で学校対学校の交流、これは町がやります。そういう学校対学校、小中学校を対象にいろいろな交流をしたいというのは、これは町としてやるべきです。あんた方の協力いただきながら。これは、グリーンツーリズムの実行委員会にお任せするというよりも、例えば今教育長、皆さん、議長さんもおられましたか、ゲートボール、そういうのはみんなそれぞれ組織でやっています。組織、組織でやっています。学校対学校の交流をひとつやると。もう柳津さんもその辺でやるとなったら、これは私たち済みませんが、町が主体性をとってやりたい、こういうものは。こういうものは町が主体性をとって、教育長、教育関係を通しながらやっていきたいというふうに思っていますので、こういう大きな町対町のくるみは、町対町という場合には、これは町が責任持ってやります。また、皆さんのご協力をいただいてやりますので、これはちょっと皆さんでやりたいという希望があれば、また町も教育学校関係を通しながら、なかなか皆さんおわかりでしょう。海がある出雲崎と言いながら、海の家は全部なくなりました。なぜなくなったかというともう道路のいい場所はどこでも行けるんです。それ以上に生徒さんをこういうところによこす、また行く。問題は事故なんです。そういう学校対、町対町だというと、それに対して万全を期さなきゃならん。それをみんな嫌ったんです。それで海の家はなくなってしまった。そういう点もございますので、今の中野議員さんのご質問は、もし町対町で学校対学校でやる、これは皆さんじゃなくて私たちがやります。皆さんは、本当に我々が手の届かない、もっと掘り起こさなければならぬ都会なり、そういう人たちをどんどんと掘り起こして、交流あるいは夏体験あるいはまた行くというふうな形をとってもらうのがベストじゃないかなと思っています。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。まとめてください。

○2番（中野勝正） 今町長のほうで計画的に出せば全面的に町も協力しますよと、その中で学校関

係においてはもう町が全面的にやるよと、その中でグリーンツーリズム実行委員会も同じように頑張ってくれというふうに理解してよろしいでしょうか。そういうふうに理解させていただいて、私の質問を終わります。

○議長（山崎信義） 以上で2番、中野勝正議員の質問は終了しました。

---

#### ◇ 三 輪 正 議 員

○議長（山崎信義） 次に、9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） では、ちょっと時間もかなり迫っておりますけども、小木ノ城の電波中継所の跡地活用ということで質問させていただきます。

小木ノ城といいますと、私ら昔から校歌に歌われていまして、小木ノ城山ということで出雲崎のシンボルでございます。そして、特にケヤキの森が扇型になっているということが一つなんですけど、ただ扇型の山だけなのかなと思ひまして、私なりにいろいろ調べましたが、小木ノ城が登場するのは南北朝の時代でございます。今から約670年ほど前のことでございます。南北朝で南朝方の陣営として戦ったんですが、残念ながら北朝方の足利尊氏、そちらのほうとやっけて敗れております。その後、出てきますのが城主が何人かかわっておりますが、例えば御館の乱、上杉謙信の跡目争いがございますが、そのとき景勝と景虎が争ったんですが、小木ノ城は景虎方で戦っておりますが、これも残念ながら敗れております。その後松本氏が城主になりまして、ただその後豊臣秀吉の世になりまして、当時の今度上杉景勝の時代、今度はおまえ、会津のほうへ移れというふうになりまして、それと同時に松本氏もそちらへ移りまして、以上小木ノ城は廃城になっているということでございます。ただ、城は私ら本当に当初はのろし台程度だろうと思ひましたが、この周辺にはいろいろ城がございます、その中心になるのが小木ノ城でございます。その後、小木ノ城は江戸時代は佐渡の金銀が小木の港から出雲崎の港を目がけますとちょうど真正面の目印になるというようなことで重要視されてきたわけでございます。そして、今度昭和に入りますと、昭和30年に電電公社、今のNTTさん、そこがぜひあそこに無線中継所をとという話になっていったということでございます。それで、当時は第1期工事でやりましたのがちょうど城の三島側にある本丸の跡に第1期工事で建物を建てておるわけでございます。そして、その後第2期工事としましては、今度たしか昭和49年ころ増設ということで、今度二の丸のほうも広げまして、そのとき教育委員会のほうで発掘調査もやっております、そのときの大きなかめが今中央公民館に飾ってある、多分そのとき発掘されたものではないかなと思ひています。そんな歴史がいろいろあるわけでございます。その後、今だんだん人工衛星の時代になりまして、当時のああいうふうな中継所は必要なくなったというようなことを聞いておりました、何年かは使われておらなかったわけでございますが、最近私も7月ころ小木ノ城へ久しぶりに登ってみようかなと思ひて車で行ったんですが、大型ダンプが次から次へと来まして、何だろうと思つたらちょうどNTTさんが建物を壊している最中でございました。それで、

壊れるんだなというふうにそのときは思っていたんですが、その後8月の上旬に以前から小木ノ城の史跡保存に努めておられます小木ノ城史跡保存会の方が、たしか年に2回草刈りをやられて、2回目の草刈りのときだと思うんですが、行きましたら、フェンスがもう鍵がかけられて、あそこに大きな売り地ということで看板があったと。それ見られて、メンバーの方、これは大変だと。せっかく大事な土地がどこへ買われるかもわからないということで、私も見ましたら株式会社トウタツという方で、電話番号は03ですので、東京の業者かと思います。そんなことで、非常にあそこは私らにとっては由緒ある、ただ昭和30年代ころから多分建物が建てられたと思うんですが、今の時代でまず本丸とか二の丸に建てるということはまず県のあたりとか国あたりからかなりクレームが入って、多分不可能じゃなかったかと思うんですが、それだけ当時はまだ残念ながらそういうふうな史跡に対する認識というか、余りなかったと思うし、当時はとにかくマイクロウェーブというのは物すごく大事だという時代だったんで、そちらのほうを優先したんじゃないかと思いますが、今後につきまして大変会員の皆さんも危機感を持っていまして、私も行って、ああ、これはもう、それで、鉄のフェンスに囲まれていまして、中へ入ることはできません。それで、個人の方がこれも非常にここを理解される方でも買ってくれればいいんですけど、そうでない場合はもう入ることもならんし、というのは変に入ると不法侵入になりますので、これは大変なことだなと思ってきたわけでございます。この件につきまして、中継所が建設のときの経過等、私もちょっと調べたんですが、非常に不明ですが、いろいろ当時の社会情勢によって建設されていますが、その辺ちょっとおわかりでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長、いいですか。建設時の経過。

町長。

○町長（小林則幸） 通告によります中継所建設経過は、三輪さんがおっしゃったとおりです。それ以上のこと申し上げることはない。

そして、停止後、NTTから施設について話はなかったかというのは……

○議長（山崎信義） それは町長、まだ。町長、それはまだです。

○町長（小林則幸） あんたのおっしゃったとおりです。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 今町長のほうからは、私の今ほど申し上げたということですが、いろいろまだこのほかに何か経過があったようにちょっと思うんですが、それをちょっとお聞きしたかったんですが、それは2番目の質問ともしあれでしたら。

そんなことで、私ら当時は電電公社、国の一つの機関でございましたが、今民間のNTTになっていますが、ある程度これは当時の関係からすればもう何でもかんでも自分たちの土地なんだから自由ということなんでしょうけれども、やっぱり今まで町としてもやむにやまれず、多分町なり個人の方だと思うんですが、買われたと思うし、本丸と二の丸ということでございます。二の丸は、

その後出雲崎の小木ノ城址につきましては町の文化財の指定を受けておりました、そして県の文化財の話があったというふうに聞いておりますが、残念ながら本丸、二の丸等はそんなふうに建物も建っておりますので、非常に難しかったということで、今は小木ノ城の樹そうが県の天然記念物になっているという経過でございます。そんなことで、今回停止後、それでまたさらに今回更地になって売却というふうな形になっているんですが、そういうふうなのは町のほうに、これこれこうだが、出雲崎さん、どうしましょうかとか、何かそんな話はなかったんでしょうか、それを伺います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 全く聞いておりません。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） それで、たまたま今回保存会の方が看板を見つけられて驚かれたんですが、その後看板があったとかふうなことは全く町としては話はなかったのですが、情報としては誰かが見られて町のほうにこういうことになっているよとか、そういったこととか、それから本丸と二の丸の土地が売却されるということについて町はどういうふうに考えておられるのか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 跡地については、転売にさらにまた転売がされております。商取引における個人の取引に対して、私はコメントする立場ではございません。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 今町長の答弁は、そういう形でございますけれども、私としてはあの跡地、中には入れませんでしたけども、フェンス越しに見ましたら非常に眺望もいいわけです。今小木ノ城は残念ながら、以前は小木ノ城に登りますと結構海のほうももちろんですし、長岡のほうも見えたんですが、最近は残念ながら特に長岡のほうはほとんど頂上からは見えません。というのは、県の文化財になっておりますから、むやみに枝を切ったりとかいうことは禁止されているということで、非常にあの頂上を刈るには、草はいいんだと思いますが、小さな雑木も多分刈ることもできないような状態じゃないかなと、それだけ県の文化財ですから規制は厳しいというふうに聞いておりますが、せっかく小木ノ城、町のシンボルでございますけれども、大いに地元の町民の方はそうですが、またほかの方からも大いに小木ノ城へ登って、小木ノ城とはこういう山なんだと、あそこ行けば非常に眺めがいいよというふうなようになっていただけたら、もっと交流人口といたしますか、出雲崎をアピールする場になるかと思うんですが、私は今後跡地を全部がいいのかどうか、今ちょっと私としてはまだ考えそこまでいきませんが、せっかくのああいうふうな場所が今度あいたわけでございますので、何とかここを活用を考えて、場合によっては保存会の方もいろいろ今考えておられると聞いておりますが、その辺またぜひ検討していただきたいと思うわけでございます。その辺お願いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 保存会の皆さんも、教育委員会でこれまでの経緯をしっかりとお聞きになりながら説明をして了解されているということでございます。私も現場へ行ってまいりました。眺望がいい、眺望は本当に限られた視界です、長岡側が見えるのは。あとは杉林と限られた視界しか見えない。出雲崎側から一切見えない。

さて、そこで、今おっしゃるようにその跡地をどう活用するか。しかし、三輪さん、今あの広大な土地、草ぼうぼうです、持っている方々の土地。小木ノ城にも二、三日前に登ってまいりました。保存会の皆さんが本当に頑張って整理されています。なおかつ完璧ではないです。一生懸命頑張ってもらっています。本当に感謝しなきゃならん。まだ草も刈らなきゃならん、あれもしなきゃない。さて、そこで小木ノ城には、あんた方もおわかりでしょうが、昭和49年3月に小木ノ城の頂上に、これは出雲崎町の指定文化財ですと、第1号として銘打って立ててあります。それを受けて、昭和56年の7月、小木ノ城跡としてのすばらしい碑が建っています。そして、その1段下がったときに、これは朽ちておりますので再建をします。本丸跡地という木柱が、これはちょっと朽ちて倒れておりました。しかし、三輪さん、あの跡地を遺跡でもない、文化財でもない、ほかに転売をされて目的がどうされるか、私はわからない。どういう目的であの土地を求め、あの土地に対してどういう投資をして、町の観光なりプラスアルファを求めたいのか、それをお尋ね、私は提案があったら考えます。今三輪さん、あここに小木ノ城でも再生しますか。私は逆に、今売りに出されて、NTTから買った。その人がまた売った。私は、逆に言うならば、買った人があの眺望がいいと、よし、そこに施設を建てて大勢の人を呼びたいという投資をしていただければ大歓迎です。逆にそういうことによって小木ノ城、今はやっぱり皆さん誰が見ても、それは確かに本丸、二の丸跡、ここでしたよと表示がわかります。そして、誰が見ても今は小木ノ城とはここだなど、そこに碑も建っているんです。指定文化財第1号です。いいじゃないですか。そういうことで皆さんからご理解いただいて、小木ノ城の頂上に立てば、あらゆるところの眺望がききます。わずかに限られた視界のあの場所に何をするか。何か目的があったら、皆さんのほうで、ただ目的もない土地を、ある人は私に言いました。あの看板に書いてある電話しました。莫大な金です。そういうことを知っているおられますか。だから、私は先ほど30年代鉄塔建った。本丸跡地だった。しかし、私はその当時の為政者は、そこに建てることによって小木ノ城を売り出し、林道・ハイキングコースが整備されるであろうという付加価値を求めて私はやられたと思うんです。今私は、そういう先人が最善の知恵を出し、苦しみながらもやられたことに対して、これは私はコメントすべきじゃないと思います。そういうことを言っちゃならないんです。だから、時間は経過しました。現実を見詰めた中において最善をベストを尽くすということが大事じゃないでしょうか。だから、私は皆さんのお叱りをいただいても目的のない土地に莫大な金をかけて、しかもあの広大な土地を誰が管理するんですか。私は、皆さんからすばらしい提案、それも費用対効果です。財政も厳しくなる。これから出雲崎町は、担当課長言っているんだ。見たくれはだめだよ。天領がどうだこうだ。そういう投資は控えなさい。こ

れからの出雲崎での人口を増やすためには子供をいかに育てる。皆さんからいかにこの環境のいい町をつくる、これ徹底的にやるんだからと、私ははっきり申し上げた。無駄な投資はしたくありません。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 今町長からる答弁があったわけでございますけども、例えば今ただ黙っていたら民間が、今例えば町がある程度こういうふうな形で、もし民間が買われて、それを利用するに当たっても、全くここはもう何があっても私の土地だから、町の意向とか、そういうこと一切考えないとかいうことになると、町がもし取得が難しいのであれば、その買われる方について、NTTあたりにできたら町のそういうふうな希望に沿った形で何とか理解をしていただきたいとか、そういったのも一つの民間の活力になるかと思うんです。何もかも私は町が買ってどうこうということではなくて、ただこのままどこに買われてどうこうということではなくて、後から買われて、いや、困ったいね、そんげんの建ててもらっちゃ困るねということになると非常に大変なことになるんで、ある程度私はNTTさん等に、NTTさんもう売ってしまったということになるんですが、当時のそれこそ何十年前にそういうふうな非常に苦渋な選択をして、当然プラス面も考えての話かと思うんですが、そういった経過も理解してもらって、やはりこれからぜひこういうふうな形で活用できないかというふうなことは、やっぱり町のほうからそういうふうな今後提案等があれば、ぜひ町のほうから強力に働きかけていただきたいと思うわけでございます。じゃ、このことでお願いしますが。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 行政の立場でどうでしょうか。それは三輪さんなり議員なり個人が、皆さん、あの土地をどうするんですかというようなお問い合わせはともかく、先ほども申し上げたように商取引の中で取引されている土地ですから、ただしその後のどういう建物を建て、どうするか、その辺はどのようなルートでどうしたらいいか、これは慎重を期さないとなかなか難しい問題も出ます。どういう業者か私もわかりませんから。だから、そういう面で私は今の立場、あんた方、あの土地を買いましたね、あの土地をどう使いますか、使うときには町に連絡してください、私は、今のところはちょっと、これは行政の立場ではちょっと難しい面がございます。慎重に対応しながら、三輪さんのおっしゃるように私たち町ではなくて、あらゆる人たちの協力を得ながら情報はキャッチしながら、私が前段申し上げたようにあの土地ができる限り町の要望に沿ったものができることを期待をしながら前向きに取り組んでまいります。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 今町長のほうから本来は違うんだけども、いろいろと方面からまた情報なりとったりというふうなご答弁いただきまして、私もまたいろいろなところで少しでも町のプラスになるようにと、後に余り悔いが残らないような形で、そうかといって経費はかければいいというも

んじゃないし、当然費用対効果という面もございますので、その辺も考えて、またいろいろとこれからちょっと研究したいと思いますので、その辺はお願いしたいと思います。

私、以上で終わります。

○議長（山崎信義） 以上で9番、三輪正議員の質問を終了しました。

これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時45分)



第 3 号

( 9 月 1 2 日 )

## 平成26年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成26年9月12日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第41号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第43号 字の変更について
- 第 3 陳情第 6号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情
- 第 4 議案第42号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第44号 平成25年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第45号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第46号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第47号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第48号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第49号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第50号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第51号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第52号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第53号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第54号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第55号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第56号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 発議第 3号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を求める意見書
- 第19 議員派遣の件
- 第20 委員会の閉会中継続調査の件

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤千秋

---

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

---

◎議案第41号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第43号 字の変更について

陳情第6号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への  
私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情

○議長（山崎信義） 日程第1、議案第41号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について、  
日程第2、議案第43号 字の変更について、日程第3、陳情第6号 「学費と教育条件の公私間格  
差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、以  
上議案2件及び陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件、陳情1件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、  
その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案2件、陳情1件について、その  
審査が終了しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

審査は、9月8日午後3時から役場議員控室において、説明員に副町長、教育長、会計管理者、  
総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て、委員4名が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について  
報告をいたします。

議案第41号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定については、軽自動車税の税率が改正さ  
れるが、そのことによりどれだけ税金があるのかと質疑があり、4輪車については来年度からの新  
車購入に適用されるため、実際は再来年からの税金になります。2輪車等は来年度から税金が上  
がりますが、今試算はしていないため、具体的には答えられませんが、答弁がありました。

議案第43号 字の変更については、資料によると大字吉川の地かたが大字神条に変更になってい  
ることについて質疑があり、このたびの変更は大字と小字の変更で、土地の出入りがあるものを基  
盤整備による面整備を行ったため、そのような箇所が出てきたと答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第6号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情については、私立高校の負担は公立に比べ確かに大きいですが、目的を持って入学している以上、一律に助成をするのはいかがなものか。また、現在学費が払えずに退学する生徒は減ってきているなどの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、採択すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 高校の私学学費と教育条件の公私間格差是正に向けてということで、この案件なんですけれども、現実的に新潟県ではそう私学では関係ないと思いますけれども、現実的には東京都内あたりに行きますとほとんど私学に入学する勉強といたしますか、そういう格差があるような公立との格差があるようです。県内においては、公立のレベルが結構高いんですけども、その辺の意見のやりとりはありましたでしょうか。ちょっとお聞きしたいです。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） 今ほどの質疑に関しての都内と県内の格差については特にございませんでしたが、本町から私立高校に通っている生徒さんの人数については何人いらっしゃるのか、そういったような話は出ましたが、特に県内と都内についての話は出ませんでした。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） この中で最終的には漸進的無償教育の導入というふうに書かれております。現実には、私はそう知識あるほうではありませんけれども、東京都内では進学校に進んで、結構な額で入学するというような話も耳にしておりますので、県内とはちょっと比較にはなりませんけれども、総文のほうで今後一応考慮に入れながら考えていってもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山崎信義） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第41号を採決します。

議案第41号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号を採決します。

議案第43号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第6号を採決します。

陳情第6号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

◎議案第42号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第4、議案第42号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

ただいま議題としました議案1件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 社会産業常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、9月8日午前1時30分より役場議員控室において委員全員出席し、説明員として副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て委員会を開きました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第42号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、国の条例改正のほか、町の条例改正も含まれた改正なのかなどの質疑があり、国、県の条例改正のみで、町の条

例改正はないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 今ほど社産の委員長さんの報告では午前1時半からやったと言われますけど、記載に間違いございませんか。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 読み間違えました。午後です。午後1時半です。申しわけありません。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 今ほど委員長報告の中で条例改正の話が出ましたが、国、県では改正の必要があるということで、本町については改正する必要がないという報告でございましたが、その理由としては本町でこの条例改正に伴って本町では直接該当する方がいないために条例改正をする必要がなかったのかどうか、その辺の審議があったかどうかお伺いいたします。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 国、県の改正のみでという説明で、本町に関しては改正なしということで、委員全員がそれで承知しまして、採択に決しました。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） ということは、直接今回の改正によっては本町に該当される方いないということで、改正がないということで承知してよろしいでしょうか。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 現実の話として、本町ではこれで運営できるというように委員会では承知したと思っています。

○議長（山崎信義） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

議案第42号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第44号 平成25年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第45号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第46号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第47号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第48号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第49号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（山崎信義） 日程第5、議案第44号 平成25年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第45号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第46号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第47号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第48号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第49号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第50号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第51号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第52号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は、決算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。



決算審査特別委員長、6番、仙海直樹議員。

○決算審査特別委員長（仙海直樹） 決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第44号から議案第52号まで、議案9件について審査を終了いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

審査は、9月10日午前9時30分から、町長以下、説明員全員の出席を求めて開催しました。

まず、本委員会に総務文教分科会と社会産業分科会の2つの分科会を設置し、それぞれの分科会に主査を置き、歳入歳出決算を一体として審査をいたしました。

審査に当たりましては、決算書などにに基づき説明員から説明を受けるとともに、監査委員の意見書等を参考に、予算が関係法令に沿って適正かつ効率的に執行されたかどうか、施策や事業が目的どおりに実施され、どの程度町民サービスや福祉の向上が図られたかなどの観点から、各般にわたり慎重に行いました。以下、審査の過程で述べられた主な意見について報告をいたします。

1、路線バスの乗車人数及び運行経費から見て、今後有効な対策を考えていくよう求める。

2、人口減少に伴い、地域防災のあり方が危惧される中、自主防災組織や消防団の体制維持を図るよう求める。

3、出雲崎小学校、出雲崎中学校のホームページの委託料が計上されているが、適宜更新されるよう求める。

4、町のイベントを見直し、さらなる交流人口の増加を図るよう求める。

5、今後もCKD等慢性疾患患者の増加防止と改善を図るよう求める。

6、引き続き、橋りょう等インフラの維持管理の徹底を求める。

以上のような意見経過を踏まえ、採決した結果、議案第44号から議案第52号まで、議案9件について、これを認定すべきものと決定しました。

以上、決算審査特別委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第44号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第45号から議案第52号まで、議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号から議案第52号まで、議案8件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第45号から議案第52号まで、議案8件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

- 
- ◎議案第53号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について
  - 議案第54号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第55号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第56号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山崎信義） 日程第14、議案第53号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について、日程第15、議案第54号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第16、議案第55号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第17、議案第56号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、以上議案4件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案4件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、6番、仙海直樹議員。

○予算審査特別委員長（仙海直樹） 予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案4件を審査するため、本会議終了後、午前11時10分より本会議場において、委員8名が出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりですが、審査の経過について報告をいたします。

初めに、議案第53号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）については、3款1項1目18節での備品購入費、車輪取り外し型車椅子で本町に会社があるところの製品で、町として今後さらに台数を増やしていくのかと質疑があり、県のベンチャー企業の認定を受けているが、価格が通常の5から7倍するために、町が購入し福祉機関に貸し出すものです。今後は使用者で検討をしていただきたいと答弁がありました。

次に、10款2項1目13節での委託料、小学校体育館床張替工事实施設設計業務委託料について、床の張りかえ工事は幾らくらいかかるのか、現在の床ではだめなのかと質疑があり、金額は五、六千万円くらいです。施工の理由としては、来年度体育館照明落下防止工事を行うが、体育館の設計上、天井を剥がさなければならず、そのために全面足場にしなければならない。設計者が見たところ、床がその足場に耐久できず、また床も傷んだ部分が多く、補修している状況のため、張りかえをしたいと答弁がありました。続いて、工事期間はどのくらいかかるのか。また、体育館が使用できない間、児童はどのようにするのか。財源はどうするのかと質疑があり、期間は最短で3カ月、長くても6カ月です。体育館が使用できない期間は、工事を夏休み中に行うことや、グラウンドでの授業や水泳を考えています。あるいは町民体育館での授業も考えられますと答弁がありました。

次に、10款4項1目8節での報償費、出雲崎宝もの新発見事業アドバイザー謝礼追加の内容について質疑があり、寺社に係るもので56件をさらに詳しく調査するために1名のアドバイザーと3名の助手に係るものと答弁がありました。

次に、10款4項7目15節での工事請負費で、妻入り家屋改修工事で、ほかに海岸地区でそのような建物があるが、町として改修、保存は考えているか。また、寄附があった場合どのようにするのかと質疑があり、個人のものに対しては手を加えることはない、寄附についても目的もなく受け取ることはないが、由緒あるもの場合は検討しなければならないと答弁がありました。

歳入で16款2項2目3節で児童福祉費補助金で、放課後児童健全育成事業補助金減について、当初予算が全額減額になっているが、理由について質疑があり、児童クラブの利用者人数が20人に満たず、県からの補助金が出ないためと答弁がありました。続いて、児童クラブは原則3年生までだが、対象を6年生まで引き上げれば補助対象になるのではないか。また、今後そのようにするべきではないかと質疑があり、学年を引き上げ20人以上になれば補助の対象になります。学年の引き上げについては現在町子ども・子育て会議においても検討しているところだと答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、

3款1項1目15節での工事請負費で、布設管が道路を横断しているが、今回の工事で直線にするとは考えられないか。また、上中条地域の送水タンクの弁などの更新について当初の段階で把握できなかったのかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号から議案第56号の議案3件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号から議案第56号の議案3件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第54号から議案第56号まで、議案3件は委員長報告のとおり可決されました。

---

**◎発議第3号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充  
を求める意見書**

○議長（山崎信義） 日程第18、発議第3号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） ただいま議題となりました発議第3号について提案理由の説明を申し上げます。

私立高校は、平成22年度に施行された就学支援金制度、平成26年度からの年収590万円未満の家庭への加算支給対象の拡大や支給額の増額、さらに本県においては独自の学費軽減制度により私立高校生家庭への学費負担は一定に軽減されました。

しかしながら、私立高校の学費は入学金を含む初年度納付金が、全国平均で71万円、年収590万円未満の世帯でも41万から53万円の学費負担です。また、本県においては、専任教員数は公立の配置基準に当てはめると約2割少なく、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状です。このような状況を是正し、私学教育の充実と私学教育本来のよさを一層発揮するために、関係機関に特段の措置を講ずるように意見書を提出するものであります。

議員の皆様にはよろしくご審議を賜り、賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議員派遣の件

○議長（山崎信義） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

---

### ◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（山崎信義） 日程第20、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第5回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前10時01分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 中 野 勝 正

署名議員 中 川 正 弘